

第418回（定例）福崎町議会会議録

平成20年12月8日（月）

午前9時30分開会

1. 平成20年12月8日、第418回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 17名

1 番	平 岡 武	10 番	広 岡 史 郎
2 番	難 波 靖 通	11 番	吉 識 定 和
3 番	宮 内 富 夫		
4 番	釜 坂 道 弘	13 番	松 岡 秀 人
5 番	北 山 孝 彦	14 番	富 田 昭 市
6 番	福 永 繁 一	15 番	小 國 正 子
7 番	小 林 博 市	16 番	日 野 虔 介
8 番	石 野 光 市	17 番	高 井 國 年（早退）
9 番	東 森 修 一	18 番	宇 崎 壽 幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中 塚 保 彦 係 長 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ く り 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告
日程第 2 質疑
日程第 3 討論・採決
日程第 4 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は１７名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

日程第１ 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。

東森総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から報告をいたします。

９月２４日、９月定例会開会中、緊急に委員会を開き、学校給食への事故米混入に関する報告を受けました。

次に、閉会中の委員会報告をいたします。

去る１１月５日、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと委員会を開催、各課からの報告を受けました。

総務課からは９月２１日実施の職員採用試験第１次試験の受験結果について、福崎町区長会要望に対する回答、９月３日未明の集中豪雨対策、職員旅行について、別紙により報告を受けました。

平成２０年１１月２８日から１２月１日の間、橋本副町長を町長職務代理とする旨の報告を受けました。

企画財政課からは、福崎駅前公衆便所及び駐車場整備、平成２０年度普通交付税の再算定、近畿医療福祉大学の経営方針について、別紙により報告を受けました。兵庫県新行財政構造改革について、行革に関する条例は、１０月３日施行、新行革プランは１０月６日議決、福崎土木事務所は姫路土木事務所福崎事業所として再編されるとの報告を受けました。

出納室からは、平成２０年９月３０日現在の平成２０年度歳入歳出計算書について別紙により報告を受けました。

税務課からは、滞納整理対策委員会について別紙により報告を受けました。年末調整説明会、青色申告説明会の日程についての報告を受けました。

学校教育課からは、不登校等の児童・生徒について、西中学校問題、学校用地の普通財産移管、自然学校、福崎幼児園建設工事の進捗状況、学校給食等検討委員会、学校給食事故米、学校給食及び保育料収入状況、次世代育成支援対策行動計画についてアンケート調査中との報告を受けました。

社会教育課からは、福崎町立図書館塗装工事の入札結果、歴史民俗資料館特別展について別紙により報告を受けました。吉識雅夫科学賞について、小・中学校からの４０点で審査しているとの報告を受けました。余田大歳神社町内保存会が２００８年広東国際旅游文化節として派遣されるとの報告を受けました。福崎幼児園、福崎駅前公衆便所、東広畑古墳を現場視察いたしました。

続いて、１１月２５日、副町長以下関係者出席のもと、委員会を開催し、各課からの報告を受けました。

総務課からは、区長会総会を１２月２２日午後３時３０分から実施するとの報告を受けました。八千種土地改良区総代選挙について、１１月１７日、１８日に立候補者の届出受付をし、３３名の定数のところ３２名の届け出があり、無投票になったとの報告を受けました。嘱託職員、臨時職員募集について、ま

た、12月22日に善行表彰式、平成21年1月9日に新年交礼会を実施するとの報告を受けました。姫路駅高架切替工事に伴う播但線一部列車運転取りやめについて、別紙により報告を受けました。

企画財政課からは、平成21年度予算編成方針、町有施設におけるアスベスト含有調査について、別紙により報告を受けました。総合計画見直しの作業進捗、工業統計調査についての報告を受けました。福崎駅前公衆便所の工事が完了し、11月25日から使用を開始するとの報告を受けました。

出納室からは、平成20年度歳入歳出計算書、平成20年10月31日現在について、別紙により報告を受けました。

税務課からは、平成20年分農業所得申告個別相談会について、別紙により実施するとの報告を受けました。国民健康保険納税相談実施状況についての報告を受けました。相談日は11月12日から18日、対象者273名、相談者53名とのことです。徴収対策について、電話督促を11月25日から28日の4日間、夜間徴収を12月17日、18日の2日間を実施するとの報告を受けました。確定申告説明会を平成21年1月27日午後1時半から文化センターで開催するとの報告を受けました。

学校教育課からは、福崎幼稚園を開園するための条例の整備、兵庫多子世帯保険料軽減制度、個人情報管理徹底について、別紙により報告を受けました。

社会教育課からは、文化功績賞交付要綱の一部改正、吉識雅夫科学賞について、別紙により報告を受けました。平成21年成人式を1月12日、エルデホールで別紙により開催するとの報告を受けました。地域職域親善ソフトボール大会の成績結果についての報告を受けました。

当委員会は、平成20年10月27日、28日に、市民・行政・企業のパートナーシップによるまちづくりについて三島市役所、また、市民公募債によるまちづくりについて都留市役所を行政視察いたしました。

三島市では、グラウンドワーク活動、市民・行政・企業のパートナーシップによるまちづくり、富士山を源にした豊富な湧水が市内各所に点在し、かつて水の都と呼ばれた三島市でありましたが、1960年代、産業活動の活発化による地下水のくみ上げによって湧水が減少し、市内を流れる川は汚れ、ドブ川となってしまった。この環境悪化に問題意識を持った市内8つの市民団体が、水辺自然環境の再生と復活を目指して1992年9月のグラウンドワーク三島実行委員会を発足させた。

グラウンドワークは、英国発祥の市民、NPO、企業、行政のパートナーシップによる改善活動であり、グラウンドワーク三島が全国で最初にこの運動を日本に導入された。ドブ川化した源兵衛川の再生、絶滅した水中花・三島梅花藻の復活、歴史的井戸や水神さん、お祭りの再生、ホテルの里づくり、学校ビオトープの建設、住民主導の公共施設の管理等、30カ所以上のプロジェクトを実践してこられ、1999年10月には特定非営利活動法人の認証を受け、現在では20の市民団体が参加したネットワーク組織になっています。

市民運動は、昭和38年に石油コンビナートの進出の話があり、これに対する反対運動が進められたことから、各種団体による環境改善活動が出発しています。

その中で、県職員の熱心な取り組みや指導等により運動が大きく育っているそうです。その過程で、行政・企業・市民それぞれ立場が違いため、合意形成にはかなり大変だったようですが、話し合いをする中ですり合わせができたために現在の活動状況があると思われます。

都留市につきまして、「つるのおんがえし債」市民公募債によるまちづくり、平成16年度に都留市制50周年を記念して水のまち都留市のシンボルとして、また利用可能なエネルギーの中で最も期待される小水力発電の普及・啓発を図ることを目的にし、家中川を利用し市役所を供給先とする木製下掛け水車方式による小水力発電所を市民参加型で実施されたそうです。建設費は約4,300万円で、補助金約1,500万円、一般財源約1,100万円、残り1,700万円が市民参加型ミニ公募債「つるのおんがえし債」と言われています。

「つるのおんがえし債」の市民への周知は、広報、ホームページの掲載、引き受け金融機関窓口でのチラシの配布を実施されたそうです。また、ネーミングのユニークさが功を奏し、新聞等でも大きく取り上げられ、約4倍の申し込みがあり、抽選を行ったそうで、うまくPRする手法は参考となりました。

利率は、当時の5年利付国債の利率に0.1%上乗せしており、銀行等の利率も同程度と考えると、利率上乗せ分及び発行にかかる事務経費分が追加の財政負担となり、資金調達を主目的として発行する場合には、利率上乗せ分の見直しを検討する必要があると考えられています。

今回の市民参加型ミニ公募債「つるのおんがえし債」では、市民の行政への参加意識の高揚及び環境意識の啓蒙ができたのではないかと思います。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いします。

高井民生 失礼いたします。民生常任委員会から3件報告いたします。

常任委員長 日付順から申し上げますと、10月15日、16日、先進地視察ということで岩手県の矢巾町と紫波町に行っていました。

初日は矢巾町で国保ヘルスアップモデル事業と特定健診、特定保健指導の取り組みでした。国のモデル事業として平成14年から16年まで生活習慣病、脳卒中予防と高血圧、高脂血症、糖尿病の予防と改善に取り組まれ、個別健康支援プログラムの作成、支援者の育成をされていて、モデル事業終了後もヘルスアップ事業として町の重要政策として今も続けられておられます。各種健診、健診後の指導及び保健推進委員や食生活改善指導員を活用して、健康教育、健康相談、栄養講習などを進められ、老人医療及び介護保険への影響からも脳血管疾患予防が大切であり、その予防に内臓脂肪症候群に着目した改善を進められていました。

今後の課題として、関係機関及び組織内の連携強化、受診率向上に向けての住民への啓発、一度特定健診を受けた方を継続的に受診に向ける方策、特定保健指導受診者の効果維持ということでしたが、福崎町にも当てはまる課題かなと思いました。

翌日は紫波町でした。

平成13年に紫波町循環型まちづくり条例を制定され、今の環境を保全し、創造し、100年後の子どもたちに確実に引き継ぐことをまちづくりの目標として、行政と住民が一体となって環境と福祉の町を目指されているところでした。

資源循環のまちづくりとして、自然の恵みを大地に返す、有機資源の100%循環活用を目指す、森の恵を活用し、豊かな森をつくり、捨てない、燃やさない、埋め立てない、焼却ゼロを目指す、すべての生き物と共生する100年後の町内自然公園を目指す、参加から協働のまちづくり、世代間、地域で暮らしから学ぶ環境学習まちづくり、地元を知り自分たちで守る環境意識と行動の日常化、食は命の源として食育による健康保持増進、環境循環を通じた交流

によるまちづくりとして取り組まれていて、過去を大切にし、今を見詰め、将来を創造するすばらしいまちづくりでした。

次は、１０月２９日と１１月２６日、委員会室において関係各位出席のもと民生常任委員会を開催しました。

まず、１０月２９日は公害防止協定に基づく協議について、住商鋼板株式会社の駐車場造成工事、株式会社マンダム福崎工場の液体充填機設備更新、アイピーアイ株式会社エントランス及びその外階段設置工事、そして現地調査を行った関西大王製紙パッケージ株式会社の排水処理施設更新工事でしたけれども、４件とも委員会としては全員賛成で了承させていただきました。

次は、各課からの報告ですが、住民生活課からは、株式会社中山合金鋳造所と公害防止協定の締結、町営住宅明渡しなど訴訟及び民事調停の記述経過、福崎駅前公衆トイレ防犯カメラ設置、９月３日未明の集中豪雨、平成２１年から２３年にかけてのごみ収集業務委託計画、福田大師山行方不明者捜査などについて報告を受けました。

次に、健康福祉課から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令などの一部を改正する政令案の概要、平成２０年度健康診査の状況、巡回バス上半期利用状況並びに新町区公民館建設に伴う巡回バス停留所の変更、文珠荘の上半期利用状況並びに損益計算書、株式会社輝代表取締役変更について報告を受けました。

また、水道課からは、平成１９年度、平成２０年度工事執行状況、水道メーター取替えと山崎地区下水道面整備工事、第２工区でありますけれども、報告を受けております。

次に、１１月２６日ですが、公害防止協定についてであります。グローリー機器株式会社の空気圧縮機更新工事、福伸電気株式会社福崎工場の特別高圧変電所建設工事、委員会として全員賛成で了承しました。

片山特殊工業株式会社の公害防止協定第４条に基づく公共下水道接続工事を着工し、既に生活排水を下水道に接続しているということで始末書が添付されていましたが、まことに残念ですが、今までの経過経緯、今回の状況を踏み、委員会としては了承できない結果となりました。

特に今回も町長以下、職員の方々におかれましては、この結果を真摯に受けとめ、今後、関係各課連携を密にし、対応策を十分検討されるようお願いいたします。

次に、各課からの報告でございます。

住民生活課からは、河鹿電気株式会社の下水道接続に係る公害防止協定書の締結案について、あわせて今後、公共下水道への全面切替えに係る公害防止協定覚書の変更案、住宅家賃など滞納にかかわる民事調停について、次回２回目ですけれども、１２月１９日にあるということでした。

福崎町文化センターほか町有施設耐震診断及び耐力度調査業務委託が不調、神崎橋通行止めが１２月６日午前０時に解除、第１９回自然歩道歩こう会大会などについて報告を受け、その他としては、福崎町企業団地に係る開発事業者の継承について文書での締結はしていないということでしたが、これもまた大事なことでありますので、町長におかれましては細心の注意を図られ、どう処理されたか次の委員会に報告を願いたいと思っております。

福崎町駅前公衆便所の工事が完了し、１１月２５日から使用開始、東部工業団地入り口信号機は１１月２５日から歩車分離式の押しボタン信号機に変更、株式会社橋本清掃からの下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業などの合理化に

関する特別措置法に基づく業務転換支援実施要望に対する意見書を求められ、私見を述べたと報告を受けております。

次に、健康福祉課からではございますが、公共施設文珠荘、老人ホーム、第1、第2老人デイサービスの特殊建物定期報告及び消防設備点検、現行の福祉医療の概要と兵庫県新行財政構造改革に伴う福祉医療制度の見直し内容について、文珠荘のボイラー用A重油値上げに伴う風呂用燃料代の補てん要望、老人ホームの給食調理業務委託の業務内容、保健センターの運動指導室可動間仕切り設置工事入札結果などの報告を受けております。

水道課からは、平成19年度、平成20年度工事執行状況などの報告を受けました。

以上、民生常任委員会からの報告とさせていただきます。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。
難波産業建設 失礼します。産業建設常任委員会から議会閉会中の事務調査報告を行います。
常任委員長 委員会は、10月27日、11月13日、12月1日に関係者出席のもと開催をいたしました。視察研修は11月12日に徳島県上勝町を訪問し、地域活性化の取り組みの研修をいたしました。

まず、10月27日の報告を行います。

産業課からは、協議事項が4件ございました。住友鋼板加工株式会社は、隣接地を買収し、社員及び来客者の駐車場を設置するというものでございます。

株式会社マンダム福崎工場は、液体充填機設備2台を更新するというものでございます。

関西大王製紙パッケージ株式会社は、排水処理施設の更新でございます。

アイピーアイ株式会社は、エントランス及び外階段の設置をするというものでございまして、現地調査を行いまして、全員賛成で了承することといたしました。

次に、報告事項を行います。

20年度業務委託は、千束水路改修工事詳細設計業務、南田原用水地区水門改修工事、北浦谷奥池改修工事を進めておるということでございます。

もちむぎ食品センターの19期事業報告を受けました。

委員から、より詳細な検討資料を求めたが、株主総会が28日に開催されるため、開催後に提出すると回答がございました。委員からは、株主総会は委員会までにするようスケジュール変更を求めておきました。

駐車場貸付料の未払いについて報告がございました。平成9年6月より1カ月13万円で借用している駐車場で、平成17年11月に値下げ交渉をしており、折り合いがつかず、駐車料金が未払いで平成20年8月に無断使用していると先方からクレームがあり、その後、話し合い中で3年分、18年から20年468万円を400万円で折衝中であると報告を受けました。

借入金の返済について、株式会社みなと銀行と姫路信用金庫に55%債務免除の特定調停を依頼した。先方が了承されたときは、町がもちむぎ食品センターに無利子で貸付、一括返済の資金とする。10月20日までの回答となっているが、きょう現在は回答がない。感触としては前向きな方向であると感じておりと報告を受けました。

貸付には慎重論と賛成論がございました。賛成論においても、もちむぎ食品センターは町に依存するのではなく、種々の改革を行い、自立することが条件であり、利益の出る体質改善となるよう求めました。

もちむぎ食品センター監査役を議会から選任されたいとの申し出がございま

したが、この件につきましては、後日取り下げとなりました。

アケボノ企画との損害賠償裁判は、4カ所の土砂、汚泥の撤去、利益損害金の請求、裁判費用の請求について神戸地方裁判所姫路支部では平成20年2月に町の全面勝訴となった。20年3月に先方は大阪高等裁判所に損害賠償の裁判を起こされた。本年12月に判決が言い渡されるが、内容によっては上告も考えている。

21年度松くい虫の航空防除は13地区に意向調査を行った結果、実施してほしいということであり、同面積を実施する予定である。

20年9月2日から3日の9月豪雨災害は農地3カ所、農業用施設1カ所を暫定法による国庫補助を申請する。国の査定は、10月31日のこと。

民俗学ともちむぎパスタのまちづくり事業は、パスタ開発部会がパスタの試作を含め5回開催、11月2日の秋まつりで6回目を開催し、試食会を実施する。マーケティング部会は視察研修を含め5回開催された。6回目は実証実験を予定している。

八千種土地改良区総代選挙は11月17日、18日立候補受付、24日投票で実施する。

加治谷地区で熊の目撃情報が寄せられた。情報があればお願いをしたい。

続きまして、まちづくり課から報告を受けました。

平成20年度工事は道路、河川工事3件、教育施設1件、公衆トイレ1件、業務委託は物件調査1件、測量1件、公園管理1件、幼児園建設監理1件となっている。平成20年度用地補償契約は中島井ノ口線ほか6件を進めている。県事業は2件で田口砂防事業はすべて契約が完了した。

9月3日の集中豪雨で加治谷の町道748号線、北野の谷川で被害があり、町道は10月30日に国の査定を受け採択されれば国庫補助で、谷川は町単独事業で復旧工事を行う。

9月3日に都市計画審議会を開催、会長、副会長の選任、説明事項としては都市計画道路大門西治線、辻川田尻線の計画変更、ユニバーサル社会づくり実践モデル地区指定駅前地区を予定している。福崎町都市計画マスタープラン策定について説明をしたとのことでした。

都市計画道路大門西治線ほか1線の計画法による縦覧を11月25日、12月9日に行う。平成10年から実施された町有建築物の耐震診断結果を一覧表により報告を受けました。

県事業の神崎橋橋梁補強工事は順調に工事が進み、12月6日で全面通行禁止が解除される。

兵庫県福崎土木事務所は事業所として存在することが決定した。

播但連絡道路は10月26日から時間帯や対象車種を限定して3割値下げされる。

12月22日にJR姫路駅周辺の高架工事が完了する。これに伴い、12月21日、JR播但線姫路駅から京口間は休日運休となり、代替輸送バスが運行される。

下水道課からは、工事執行状況19年度繰越工事6件、20年度工事9件を行っている。20年度委託業務は6件行っている。

下水道接続状況は、8月1日より福田、井ノ口の供用を開始したため、48.3%から47%となった。

南田原地区下水道面整備管渠詳細設計業務は、株式会社クリアス兵庫事務所が4,700万円で落札した。

川すそ川の船津井堰は転倒式、宮脇井堰は巻上げ式となった。

中国縦貫道南の下水道面整備事業で中道線周辺地域が迂回路がないため、中島井ノ口線の道路が完成後に工事をするよう計画を変更する。

山崎地区で下水道管を民地に布設することで許可を得ていたが、通してはいけなと不許可の申し出があり布設ができなくなった。

平成20年度農集排、コミプラの機械修理状況の報告を受けました。破碎機の寿命がきており、オーバーホール3台をするとのこととございます。

それでは続きまして、11月13日の報告をいたします。これは臨時に開いた委員会でございます。

長目雨水幹線渠工事で民家への影響が考えられ、このため工法を変更し、薬液注入を行いたいとのことでありました。現地の確認をしてほしいという申し出がございました。

現地を見てみますと、カッター線が民地の敷地境界線近くまで走っており、住民の心配が十分理解できる状況でございます。当初は、工事を12月議会の議決まで延期するとの報告を受けておりましたが、工期や地元の日常生活への影響を勘案して町長より工事を継続したい、こういう申し出がございました。議会を省略し、町長から各委員への了解を求めることといたしました。

12月1日の委員会の報告をいたします。

産業課からは協議事項が2件ございました。グローリー機器株式会社では、老朽化の空気圧縮機55kwを2基撤去し、75kwの1基を設置する。

福伸電機株式会社福崎工場は、特別高圧変電所を建設する。容量が不足のため6,600vから3万3,000vに変更するための変電所建設でございます。現地を調査いたしました。全員で了承することといたしました。

報告事項を申し上げます。

片山特殊工業株式会社の生活排水を下水道に接続するというところでございます。これは先ほど民生常任委員会からも話がございましたように、公害防止協定が未提出ということで理由書が貼付をされております。下水道の使用申請が提出されておまして、役場内で、やはり縦割り行政の弊害がこういったものにも出ておるのではないかと。役場内の横の連絡を密にして先方への指導等も十分行っていたきたいと、このような意見を申し上げておきました。

株式会社もちむぎ食品センターの事業報告がございました。

商品の値上げは行わなかったが、対前期比では増収増益となった。委員から活発な質疑が交わされました。少し紹介をしたいと思います。

短期借入れが増加し、長期借入れが減少している。もちむぎ食品センターとしては、借入れはできないのではないかと。これに対して、町長が特に努力をされて借入れができたとのこととございます。

また、部門別の売り上げはあるのですが、決算書までできていない。現在はそういう必要があるのかで決算書をつくるべきでないか、こういう質疑がございました。今のところやっていると内容でございます。

また、資本金3千万円は商工会の資本金も入っている。事故を起こしたのは商工会の職員であり、商工会の資本金はもうカットすべきではないかというような質疑がございました。研究をしますということとございます。

貸倒損失35万6,568円について質疑がございました。これは通信販売の回収不能ということで、インターネットによる過去4年間の分ということでございまして、やはり振り込みをきちっと確認して業務を進めるべきだということ意見を提言いたしております。

特別損失 163万1,682円、これはもち麦の在庫の誤りであるということでございます。

外注加工費で約2,600万円とある。これは麺やカステラと思うが、やかたで製造すれば40%で製造できるのではないか、これについては検討をしますということでございます。

また、長期貸付金2,400万円は損金で処理してはどうかということでございます。これについては研究をしてみますということでございます。

監査報告で利益率が悪化とあるが、悪化していないのではないかと、ということに対して計算をしてみますということでございます。

もち麦の在庫100tは年間の使用料から考えれば多過ぎる。経年による品質にも問題がある。もち麦の生産の調整をすべきだということございまして、これについても検討をしますということでございます。

通信販売が落ちている。ゆうパックが打ち切られたと聞くが原因は何かということございまして、これについても調査をしますということでございます。一部御紹介を申し上げます。

また、もちむぎ食品センターの20期実施計画書の報告を受けました。これについても世界的な恐慌であり、前年どおりの安易な計画でなく、十分検討して事業を進めていくように意見を申し上げております。

福崎農業普及センターの統合で、21年4月からOBが1名来られ、月・水・金の時間帯は10時から12時、13時から16時、勤務場所はJAの事務所ではないかなという報告を受けてございます。

農地農業用施設災害復旧事業の査定が10月31日に実施されまして、近畿農政局、近畿財務局の監査官が2名来られて、農地3カ所、農業用施設1カ所、これについては申請どおり査定をされたということでございます。

次は、まちづくり課からの報告をいたします。

平成20年度工事業務委託、用地契約状況の報告を受けました。

平成20年度の入札報告を受けましたが、文化センターほか耐震診断、田原小学校体育館の耐力度調査は不調に終わった。その原因は何かという質疑がございまして、構造設計者が少ないことが考えられた。今後は県等と協議をしていきたいということございました。

町道中島井ノ口線の工事に着工した。駅前公衆便所が完成し、清掃作業は峰の会ともちの木園に依頼。1回1,000円で午前1回、午後1回とのことでございます。

県事業としては、井津ノ奥川通常砂防工事の請負業者は、堤体は生田建設株式会社、砂防流路工事は株式会社藤建が施工している。

神崎橋橋梁工事は12月6日午前0時から通行が可能となる。

12月議会は補正予算を申請する。

その他として委員から質疑がございましたのは、サンライズの計画の状況はどうかということがございました。これは今、JRや警察との協議をやっているということでございます。

また、踏切の騒音の解消についてはどうかということございまして、これは1月、2月の夜間工事で行うということでございます。

駅前の拡幅についてはどうかということございまして、20年度用地買収21年度工事と聞いているということでございます。

駅前ロータリーの使用料は1回500円、1カ月7,000円と条例で制定されている。今回契約したのは、大型バスの営業用バスであり想定外である。町

税を使ったものであり、商工業者への影響もある。条例を改定して対応すべきではないのかという質疑がございまして、今回は前提とせず住民への影響を配慮し、今後対応してまいりたいということでございます。

下水道課からは、11月13日の臨時の委員会開催に感謝の言葉がございました。19年度、20年度の工事委託業務の執行状況の報告を受けました。南田原下水道面整備工事は11月22日に地区説明会を行い、今後工事を進めるとのことでございます。

田尻、大門地区下水道舗装本復旧工事ほか3件の工事入札を11月4日に行い落札されたということでございます。

それでは、若干長くなりますが、視察研修報告を行いたいと思います。

11月12日に徳島県勝浦郡上勝町を訪問いたしました。目的といたしましては、新しい地域経営、地域活性化の取り組みを学ぶために、彩事業の調査とJA出荷現場の見学、途中のごみステーションがございましたので、ごみステーションも少し見せていただきました。

上勝町の概要は、総面積は109.68km²、福崎町の倍強の面積がございます。山林が約86%、人口は昭和30年の6,265人をピークに平成20年4月では2,014人ということで、3分の1になり、福崎町の10分の1といった人口でございます。高齢化率は49.26、二人に一人が65歳といった状況でございます。過疎と高齢化が同時に進んでいる四国で一番小さな町であるということでございます。しかし、小さくてもきらりと光るオンリーワンを持つ農村を目指し、自立持続可能な地域となるよう努力をされております。

彩事業につきましては、株式会社彩の社員上野氏、森積氏から説明を受けました。彩とは、もみじや柿、南天、椿の葉っぱや梅、桜、桃の花などを料理のつまものにする材料として商品化したものです。組織は市場分析や営業活動の株式会社彩、生産者へ防災ファクス等で発注と集荷、発送、今は北海道から九州までの市場へ発送をされているようでございますが、それを担当されているのがJAです。防災ファクスで早い者勝ちでJAに出荷を申し込み、成約すれば翌日の12時までに出荷する生産者から構成をされております。農家の80歳前後の方でもパソコンで自分の売上状況を確認されているという進んだところがございます。年間の売り上げが個人で1,000万円以上の方が数多くおられるということをお聞きをいたしました。

事の起こりは、昭和53年2月にマイナス13度の異常寒波に襲われ、ほとんどのミカンが枯死寸前となり、農家は大打撃を受けました。仕事をせずに男性は昼から酒を飲み、女性は他人の悪口を言い合うようなすさんだ状況となったようでございます。

農協の普及員であった横石氏は、何とか地域産業を活発にしなければならぬと日ごろから考えておられました。大阪で寿司を食べていたら、若い女性が料理に添えてあるきれいな葉っぱを大事にハンカチに包み持ち帰りました。それを見て上勝町には自然のものがいっぱいある。これを特産品にしようと取りかかれましたが、人々からは受け入れられず、ばか者扱いをされたようでございます。これにもめげずいろいろと地域の人々と話を重ねた結果、理解者や協力者が徐々にあらわれ、現在の年商2億6,000万円の産業となったようでございます。

生産者はほとんどが老人で、体を動かし収入確保ができることから健康な老人がふえ、寝たきりの方がほとんどおられなくなった。老人ホームが閉鎖、医療費は県下で一番安い町になったとのことでございます。課題は、孫や子のた

めに夢の種をまき続けることと述べられております。成功の原因としては、どれも気づかないニッチ産業に取り組んだこと、老人にでもできる軽作業であること、強力なリーダーの存在があったこと、空振りをさせないことが大切であると言われております。出荷すれば必ず収入となり、出荷者の喜びとなっていることが大きいようでございます。こういったリーダーの養成であるとか、やはり努力すれば報われる、こういったシステムを今後、当町としてもやはり考えていくことが必要ではないかなと思います。

また、ごみゼロ宣言をされております。2020年までに上勝町のごみをゼロにする。これは2003年9月9日、町議会で議決をされたようでございます。また、有償ボランティア輸送特区活動もされております。上勝町の有償ボランティア輸送特区事業は、2003年5月、国の構造改革特区の認定を受け、町福祉協議会に委託をされて2003年10月より開始をされております。タクシーの休業により交通弱者の移動手段として自家用車を活用し、路線バスへのアクセス、買い物等への移動サービスをタクシー代の約半額、1km100円で提供をされておるとのことでございます。

またバイオマス事業も行われております。先ほども申し上げましたように、森林が86%ぐらい占めておるわけでありまして、ここの間伐材を使用してチップボイラーを月ヶ谷温泉で使用されているという報告を受けました。

若干長くなりましたが、産業建設常任委員会から報告を終わります。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

小林 議会 失礼をいたします。

運営委員長 議会運営委員会は、10月9日、9月議会の反省とともに、議会活性化事業についてということで、これまで継続して議論をいたしております問題について協議をいたしました。

最初に、9月定例会につきましては、決算議会であり、議案も多かったのでありますけれども、全体として議員の皆さんの協力と、当局の適正な答弁も含めて全体としてスムーズに進んでいったと思います。

同時に、質疑のあり方につきましても、会議規則には同一議題で3回までとあるわけであります。我が町議会が、問題点がしっかりと明らかになって納得のいくところまで質疑がやられておるといふよき伝統を尊重をしつつ、質問者あるいは答弁者ともに効率的に進んでいくように、さらに努力をしていかなければならないということでございました。それらにつきましては、議長の采配にも大きな役割があるという立場での議論をいたしております。書いておりますようなまとめといたしておりますので、議員の皆さん、理事者の皆さん、よろしくお願いをいたします。

次に、議会活性化の事業につきましては、議会のライブ中継の問題については、マイクとカメラが連動しているもの、これらを導入していこうということで予算要望をしたいという問題。それから費用弁償の取り扱い、また政務調査費の取り扱い等についても議論をいたしました。これらも継続して協議をしながら、全員協議会に諮りつつ進めていこうということにいたしております。

また、地方自治法に基づきまして要議決事項を追加するかどうかの問題についても検討を進めてまいったわけでありまして、一気に何もかも議会改革ということが進むものではありませんので、とりあえず意見の一致するもの、そして取り組めるものから進めていくということでございます。

11月11日の委員会では議会活性化事業について、さらに議論をいたしました。そして、これまで協議会で報告をいたしておりますように、議会のライ

ブ中継につきましては、とりあえず役場の１階ロビー、あるいは八千種研修センター、また、エルデホール等で庁内ＬＡＮを利用しつつ構想を進めていきたいということで予算要望をしたいと考えております。

また、費用弁償については廃止をするということ。

それから、政務調査費につきましては、月額１万円ということでとりあえず取り組むこととし、提案のときに報告をさせていただきましたように、委員会ごとの調査費用につきましては、既に１回減らされておるということと、それから、政務調査費が先進例を見ましてもそんなに満額使われているということでもございませんので、とりあえず１年スタートをさせてみて、その後、全体としての議会の費用をさらに検討したいということでございまして、とりあえず政務調査費月１万円ということで出発をしたいということで全員協議会にお諮りをし、皆さん同意を得て提案という運びになったわけでございます。

その他町議会定例会の日程表の掲示を区長会にお願いするということで、若干、おくれておったのでありますけれども、議長名で正式に依頼をし、１２月議会の日程表を各区長さんに各地域に張り出していただくように配付をさせていただきました。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。
しばらく休憩いたします。再開は１０時５０分といたします。

◇

休憩 午前１０時２６分

再開 午前１０時５０分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第２ 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等による複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめ御承知を賜りたいと存じます。

なお、議案第９０号、発議第５号、発議第６号、発議第７号につきましては、本日すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第１４号、第１９期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

8 番 価格補償と所得補償が一般的に農業の再生産、振興を図る上で重要と考えるものでありますが、もちむぎ食品センターがスタートしたときから３０ｋｇ当たりの単価の補償と全量買い入れの二つの組み合わせによって会社の負担の増、経営の圧迫というマイナス面となってきた事実にも目を向ける必要があると考えるものです。

原麦の１８年産の在庫が１，１０６袋、１９年産は２，４４４袋、この１９年産の収穫については１８年と同じく２４ｈａの作付で２，４４４袋は種もみを除いた在庫量となっていると思いますが、例年の３倍の収穫高であったと。生産者の受け取る金額は６，８００円から５，９３３円と下がっているわけですが、これは８６７円の減額というのは政府の前年３，０５０円という買上価格とその他の交付金を集計した金額、これが１９期分では２，１８３円と８６７円下がっ

ているわけでありまして、町は政府と同じ買上価格分を補償するということで18年産909円が19年は904円とマイナス5円、下がった分を会社が見るということになって、上乘せする。会社の負担が前年の2,841円から2,846円と5円ですけれども上昇している。

この3倍の収穫高ということで、金額ベースで見ますと、町の補助金の方は100万5,354円、前年ですね。それが19年産では220万9,376円という120万円程度の上昇。しかし、会社の負担を見てみますと、金額ベースで314万2,146円から695万5,624円、実に300万円超の増ということになるわけでありまして。

会社の経営を安定させていくということを考えるときに、こうした例年の3倍の収穫高という時期に、会社の負担を単純に1袋当たりの金額、今まで出していた分を維持すると、町と会社が出していた分を維持するという形での進み方というものが見直されておらなかったということについて、非常に残念に思うわけですから、この点についてはいかがでしょうか。

町長 数字の小さい事柄につきましては、担当課がお答えさせていただくとしたしまして、もち麦をどうするのかという観点について、大まかな考え方だけを発表しておきたいと思えます。

もちろんこのもち麦というのは非常に収量の少ないものでありまして、背丈が高く倒伏が激しい。しかも収穫期、雨季に雨に遭うとなかなか収穫がしにくいという、そのところは私たちの努力や種をつくってくださるところとも研究をしながら、そういう天候にも耐えるような麦の育成ということにも取り組まなければならない一つの課題であります。

そして、もちむぎ食品センターを経営していくためには、どうしてももち麦がなければ経営できないんですね。この麦がなければ、とてもじゃないがこの食品センターは成り立たないというところからスタートの時点で、ほぼ1袋当たりの価格を一定にして取り組んでもらおうと、そのことによって持続的な経営を推し進めていこうということからスタートをしているわけでありまして。

石野議員が言われますように、3倍もたくさん取れるのに、なぜ24haをつくったかということですが、我々は今まで大体平均的な反別というところでそんなに3倍も取れるということは、よう予想しなかったというのが実態であります。3倍取れたというのは、その年の結果でありまして、私たちは、それをよう予測しなかった。そのために24haつくってもらって在庫がどっと増えたというのは事実です。したがって、そういう結果を受けまして、明くる年には生産調整をいたしまして、半分の12haに減らしているわけです。何も対策をとらなかったということではないんです。今後の経営を考えれば、当然作付面積を減らして調整をするというふうにしなければならないと思い、半分に減らしました。

それでは、なぜ作付面積をゼロにしなかったかという疑問がわいてまいりますけれども、私が町長に就任しましてからでも在庫がどっと増えたときがあるんです。それも皆さん御承知のとおりです。そのときに作付をゼロにいたしました。

ところが、新しい種を求めてくる、新しい麦を求めてくる会社もあるわけでありまして、残念ながらそのとき作付をしていなかったがために新しい麦がなかったために取り引きができませんでした。2年ほどそういう経験をした結果、相手側は違うところにもち麦を求めるようになりまして、いいお得意様を逃がすという結果になってしまったわけでありまして。

そういう関係から、作付ゼロにして生産調整するということは、そういう危険性も伴いますので、やはり作付面積は一定保証しつつ、24haという大きな面

積はやはりやめてもらって生産組合の方々にお願いをして半分でスタートをしたということであります。石野議員が言われますように、これからもいわゆる原価を下げて営業努力をしていかなければならない会社でありますから、今までの方法が最善とは考えておりませんで、十分生産組合の方々とも相談しながら、しかし、会社としては持続的な経営ができるような形で調整を進めてまいりたい、このように考えております。

8 番 私の申し上げた主たる中身は、要するに、後年度についてはともかく、19年度において政府の買上価格と交付金を集計した金額の867円の減額にとどまったと。従来出しておった町と会社が負担する3,750円生産者への助成金、町と会社が負担をしているわけですが、こちらは圧縮できなかったという問題であります。交渉の余地というんでしょうか、農家の皆さんにとっては方策を喜ぶべきものでありますけれども、会社にとっては非常にそのことが全量買入れというものと組み合わさっているために、この点での交渉はできなかったのかということをお尋ねいたしました。

町 長 そういった交渉、私の感覚では、麦をつくってもらう、いわゆる作付を決定する段階でそういう話し合いを進めておくということが私はよかったのではないかと考えています。取れたあと、たくさん取れたんやから買いませんということの交渉は、実際はやらなかったわけであります。

それがよかったか、悪かったかということは、今議論されておりますけれども、私はとれたあと、たくさん取れたけれども今までどおり3分の1の分量だけは買いますが、後はそっちで処理してくださいということは、よう言わなかったというのが実態でございます。

8 番 ですから、全量買入れという方針、それと価格の補償という中で、全量買入れは継続するけれども価格の面での交渉の余地についてお尋ねをしたということなんであります。

町 長 その議論は、しっかりと聞かせていただきましたので、今後の課題としては十分検討させていただきますが、今回報告させてもらう決算までは麦が買えるというわけにはいきませんので御了承いただきたいと思います。

8 番 決算の審議ということですが、当然その時期に生かしていくという内容であり、取り組みについてお尋ねをしたわけであります。こうした乱高下があるという作物であれば、不作のときの対応はどうするのか、豊作のときはどうするのかという問題について、やはり前もって調整をしておくということが欠かせないというふうにも思います。

もち麦は、稲の作付から収穫までの間を除いた期間に他の作物をつくる生産者にとって有利な作物であるというふうに言えると思います。もち麦が収穫されたあと、会社に納入される時点までに生産者が負担する必要がある経費があるのか、こうした問題についてもこの機会にお尋ねをしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町 長 石野議員は、十分農政を御理解してくださっているのだろうということを前提にして議論をいたしますが、麦をつくれば稲はつくれないというのは御承知かと思えます。

したがいまして、稲もつくった、麦もつくったということには今はなっておりません。私どもは、それは日本の農業の自給率を向上させるために稲も100%つくらせてほしい、麦も100%つくらせてほしいというのは現地からの要望としては県・国を通して、要望しておりますけれども、しかし、今は福崎町では本年度、この段階では知りませんが、この間決定いたしましたのでは48%の減反

率ですね。ということは、米は半分しかつukれないという制約の中での農業施策として進めているものでありますから、その辺の御理解はぜひお願いをしたいと思います。

8 番 他の作物という意味では、稲作に限らず、野菜等もできる期間を含んでいると考えております。

ほんとに19期では、繰り返しますけれども、例年の3倍の収穫高という実績が上がったと。これをやはり貴重な経験として生産者組合とも不作のときはどうするのか、豊作の際にはどのような対応を図っていくのかということについては、会社の経営に直接響く問題となっているわけでありますから、しっかりと協議を行って、会社も持続していけるという体制になっていくことが後の議案の問題にも大きく絡んでくると考えております。

町長からも、指摘については今後に生かしていきたいというお答えもあったわけでありますので、この点について特に要望をしておきます。

4 番 決算報告がされたわけですが、この中で、私は数字の方でお尋ねしたいと思います。

絞って質問したいと思います。といいますのは、売掛金について御質問をさせていただきます。

貸借対照表の中で、売掛金というのが1,750万7,439円と報告がされていますが、前期末に比較しまして163万7,000円ほど、今期は多いわけです。確かに売り上げも前年度比107%ということで売り上げも伸びていますが、それ以上にこの売掛金が増えている原因は何でしょうか、まずお尋ねしたいと思います。

産業課長 この売上金の一番主たる部分につきましては、町内の販売店の増でございます。
4 番 お客様数が377件という報告もありますけれども、この中で、そしたら全部回収できるもの、また、不良債権になり得る可能性のあるもの、こういったものの件数と金額、わかりましたらお願いしたいと思います。

産業課長 把握をしております。

町長 数字は産業課長の方で答えていただくとしたしまして、なぜ、今年増えたのかという原因については、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

といいますのは、9月1日から実は値上げを予告しておるんです。そのために業者が値上げ前にどっと仕入れをしてくださいましたので、そんなふうに売掛金が増えたというのが主たる原因であります。

その詳しい数字は、そちらの方で聞いてもらわないと頭に入っておりませんが、増えたのは、しかしたくさん増えたということは、今後の売り上げに在庫を各商店が持っておられますから、9月、10月の売り上げには若干響いたという側面はありますが、そのときにどっと仕入れていただいたということが主たるものでございます。

4 番 私は、その中から、次に出てきます不良債権の貸倒損失の計上がされていますね。35万6千幾らかということで、きょうの産業建設常任委員長からの報告の中で、インターネット販売による貸し倒れだという報告があったように思うんですけれども、これはどうなんでしょう。インターネットの販売については、これは振り込みがなされてから発送するもんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

産業課長 言われるとおりでございます。今までにそういうことをやっていなかったというのが実態でございます、その分が今回あがっているところでございます。

町長 それでは私の方から、数字はそちらの方で尋ねていただきたいと思います。

委員長報告がインターネットだけとなっておりますが、通信販売におけるものでございまして、通信販売の場合はインターネットで申し込まれる場合もありますが、いろんな電話の注文でありますとか、手紙の注文でありますとか、いろいろな形で通信販売は行われてまいります。

そして、それが全部前金をもらってから発送をしているのかということ、そうでもない面もあるんです。こちらから多分信用であるというふうにいる確認をいたしまして、着払いでもらうということもやっておったわけであります。

今回初めて引き落としをやっておりますけれども、これまでもたまっておったのを引き落としたということで、昨年度と違っているというふうになっているわけでございます。

それから、インターネットというのは、きょうの朝日新聞を見ておりますと、新聞の購読者は全世界的な話かそこは数字はわかりませんが、5億というふうに書きですね、インターネットの利用者は12億というふうに書かれておりまして、この数字はますます向上するであろうという大きな記事を書いているわけですね。

そういたしますと、今後の工夫といたしましては、通信販売においてもインターネット活用というのには習熟していかなければならない課題ではないのかなというので、私は朝日新聞を読みながらそう思ったわけありますから、今後の課題としては、できるだけこんなふうに損金で落とすようなことのないような通信販売の工夫をしていかなければなりませんし、どうしても集金できない場合は、その年度、その年度で落としていくという決算のときの工夫も私は必要ではないのかなと思っております。

4 番 通信販売の今後の対策というのがどうしても必要になろうかと思えます。

昨年18期の末で1,587万ほどありました売掛金がどうなったのか。回収の状況ですね、それをお尋ねしたいと思えます。全部回収できたのかどうかということですね。

産業課長 そこまでちょっと資料持っておりません。

町長 100%回収し切ったかと言いますとそうではありませんが、90%以上は回収をさせていただいております。決算が終わったあとずっと、そのときに終わるというわけではありませんで、大体3ヶ月間で現金が振り込まれてくるという制度になっております。その間にはほとんど返ってきているというのが実態でございます。

4 番 3カ月、4カ月持ちになるというのはよくわかります。ですから、18期末の売掛金に対しての今パーセントをお聞きしたわけで、それが90%、1割ほど残っておるということですね。そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

町長 その数字につきましては、担当課に昨年度の決算額が幾らかというのは、決算での審議でありますから、それはすぐに調べさせて報告をさせます。

4 番 それと続いて、この売掛金についてですけども、議会事務局に備えつけの資料の中で、この19期の売掛金を見ている範囲で、このマイナスの数字が出てくるんですけど、これはどういう意味なんでしょうか。売掛金に負の数字が出てきますけども。ページで言いましたら、議会事務局の備えつけの資料の22ページ、右から二つ目、19期末の売掛金の欄がありますね。これは売店、レストランに関して町外ということでマイナスの数字があらわれておりますけど、これはどういう意味なんでしょうか。

町長 今早速、私が即に答えることができませんので、しばらく休憩をいただきまして、資料をつくったものに問い合わせてまいりますので、時間をいただけますでしょうか。

議長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 25 分

◇

議長 会議を再開いたします。

産業課長 このマイナスにつきましては、商品券分と年度間にまたがる分でございます。

4 番 そしたら、それについてはわかりました。

ところが、これ町外に限ってマイナスになっておるんです。これは何でしょうか。商品券、町外しか売れへんのですか。町内ではマイナスになっていませんけれど、町外に関してだけがマイナスの計上になっているんです。これは商品券ということであればどうなのでしょう。

産業課長 この分につきましては、町内外の区分なしに町外としてあげております。

4 番 それじゃあ、もう一点、この売掛金についてお尋ねしておきたいと思っておりますけれども、今見てもらっております事務局の備えつけ資料の 22 ページの 19 期末の売掛金の合計額が 1,738 万 8,642 円というふうに報告されておりますけれども、これが決算書の方では 1,750 万 7,439 円と金額が違うんです。これは何ででしょうか。

議長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 30 分

◇

議長 会議を再開いたします。

産業課長 後ほど調べて報告させていただきます。

4 番 このもちむぎ食品センターというのには、再建を目的に、今回のほかの補正も出ております。そういったことの中で、数字は正確に押させていただきたいと希望しまして質問を終わります。

1 5 番 私の見落としなのかもわかりません。冒頭のお断りを入れさせていただいてお尋ねをさせていただきます。

私は、平成 9 年から議員ということでスタートをさせていただいたわけでございますが、その 1 期目の途中からこの話が随分と盛り上がってまいりまして、大変なことでございました。役員の負担要請額とのことで、いろいろと社長さん、町長に、15 年 3 月でございますが、そのときに役員の負担要請額というものに対してまして、やはり私は力を入れたわけでございます。

最後には町長、社長さんの責任ということまでをお尋ねもいたしまして今日に至ったわけでございますが、このたびの 19 期の株式会社もちむぎ食品センターの決算報告の関係資料の中に、こういうことが出てないように私は感じたんでございますけれども、これにつきまして現在の入金状況、そういったものをまずお尋ねいたしたいと思っております。

産業課長 役員さんに対します負担の状況でございますけれども、関係役員さんが 22 名おられます。済んでおりますのが 7 人、残りが 15 人となっております。現在残額が 1,551 万円ということになっております。

1 5 番 これがだんだん遅れてまいりますと、結局、物故者も生じてくると私は思うのであります。そういった方に対しては免除というような体制をおとりになっているやに記憶しておりますが、その方々に対する対応はどのようなになっております

でしょうか。できたら社長さんの方からお答えを賜りたいと思います。

町 長 そのことにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

この事柄につきましては、小國議員からも何回も尋ねられておりますので、答えは一つ。それから一つも変わっておりませんので、態度そのものはそうであろうと思うわけではありますが、再度同じお答えになろうかと思ひます。

私も73歳になってまいりました。そういたしますと、長い間生きてまいりましたけれども、晩節も汚したくないと思っております。したがいまして、前の答弁と変わるところはないということでございます。

1 5 番 そういたしますと、私の記憶では、もし、不納者、そういう方が出られた場合には、私が責任を持ちますと、このような明快なお答えをその当時ちょうだいをいたしておりますので、それが脈々と生きておると、このように思っております。横からKYとちゃうでと、こういう空気が読めないということも私も大いにそれはあるんですけど、町長も今、晩節を汚したくないというお言葉でございましたけれど、それはもう一度念を押ささせていただくと、全くその当時のお答えと変わらないということでございますか。

町 長 さらに今の思いを伝えておきますと、それはそのとおりでありまして、既に解決した部分、当時はもう少し多かったわけですが、一番大きなのは前の会長さんですか、社長さんの分がこの期か去年かで返ってきておりますから、その分は減っておりますので、私の負担はぐっと軽くなっているということになります。

しかし、当然役員として取締役会で決めたものでありますから、お願いはしてまいりたいと考えております。しかし、お願いはしても返ってこないという場合もあろうかと思ひます。その分については、これはもうお約束、再建のときに述べましたとおりでございまして、そのことによって債務負担行為の議案が可決成立しているわけでありますから、そのとおりきちっとさせていただこうと思っております。

1 5 番 これだけの前で社長さんが御答弁をいただきましたから安心という気持ちでございますけれども、これ、1年間の間にどれほど関係者の各位がこういった未納のお宅に足しげく運んでおられるのか、そういった状況はいかななものでしょうか。

町 長 お願いはしますが、足しげくと言われますと足しげくしておりません。責任を私が持とうと思っておりますから、そんなに足しげく行っているというわけではございません。

1 5 番 そのようなお答えをいただきまして、どうぞよろしく1円でも100円でも多く、集金方をお願い、期待申し上げて、私のお尋ねを終わります。

3 番 私は、麦の生産者の一人でございます。もち麦はつくっておりませんけれども、私は、周りの方にもち麦の流通過程をよく問われますので、今回お聞きしたいと思ひます。

昨年、精麦協同組合があるんじゃないかとお尋ねをしたんですけども、ないというお答えをいただきました。ことしの備えつけ資料ですか、その36ページを見ましたら、兵庫県精麦工業協同組合というのがいきなり出てきましてびっくりしたわけでございます。これにつきましてお尋ねをしていきたいと思ひます。

このフロー図を見ましたら、もち麦の生産奨励補助金1袋904円、30kg当たり、これを町から補助金をもちむぎ食品センターへ出されているということになっております。

また、もちむぎ食品センターは兵庫県精麦工業協同組合から1,466円70銭で原麦を買い入れられているということでございます。その下を見ましたら、政府から904円が生産者の方へ移っているということでございます。この90

4円という価格、これは何で出てきたものでしょうか。

産業課長 文字どおり政府の買上価格ということで、買い上げていただいた価格からはじ
いております。実際に買い上げられた時点で把握できるものでございます。

3 番 私も麦価をインターネットで見たんですけども、麦価政府買上価格というの
には、麦価はないように思うんです。大分見たんですけども、出てこなかったん
です。それで何に基づいてこの904円が算出されたのかなと疑問に思いましてお
聞きしているわけでございます。

産業課長 この表に出ておりますのは兵庫県精麦工業協同組合でありますけれども、この
上部団体に全国精麦工業協同組合というものがございまして。そちらの方を通して
兵庫県に下りてきているという状況でございまして。

3 番 わかりました。

平成13年に麦価の価格は、民間流通麦出荷契約、こういう方向で出ていると
思うんです。石野議員が今聞かれたとおりで、生産者に対してはこれだけの面積
で、これだけの価格で買いますという契約をされていると思うんですね。こうい
う契約されている以上、取れた麦はすべて買わなければならないということにな
ろうかと思っております。それによりまして、その精麦組合がこの契約において904
円という価格がつけられているかと思うんですけど、そのあたりでしょうか。

産業課長 多分そうだと思います。

3 番 もちむぎ食品センターからこの欄を見ましたら、1袋当たり4,312円70
銭ということになっているわけでございます。この904円の補助金をもらわれ
ておりますが、この補助金に対して、もちむぎ食品センターのどこにあがってい
ますか。この補助金欄というところがあるんですけども、そこでしょうか。

産業課長 営業外損益の部の雑収入の方に入っております。

3 番 それでしたら仕入価格1,466円70銭、プラスこの生産者へもちむぎ食品
センターが3,750円の補助金を出されているということになりますが、この
904円をマイナスにされて、それで4,312円になっておりますが、私は3,
750円と1,466円を足した分でいいんじゃないかと思うんです。この計算
がちょっとわからないんですけども。

一たん904円の収入を得て、そして562円70銭の精麦工業組合へ手数料
を払って買い戻すということですね。精麦工業協同組合はJAさんに904円払
うというような形になりますね。あくまでも1,466円70銭と、仕入価格が、
それプラス3,750円の補助金と、こういうことが仕入価格になってくるん
ではないかと、このように理解するんですけど。

産業課長 仕入価格につきましては、兵庫県の精麦協同組合から助成につきましては、あ
くまで生産者に助成していくものと考えております。

3 番 備えつけ資料の19ページ、59番、もちむぎ単価が5,217円11銭とな
っておりますが、この単価につきましては、仕入価格ですか、売価価格ですか。
売価というのはあり得ないと思うんですけども、この単価の設定は幾らになりま
すか、根拠は。

産業課長 この単価は、仕入の1,466.7円と生産者からの分でございます。

3 番 もうちょっと詳しい説明をお願いできませんでしょうか。

産業課長 この単価5,217円につきましては、兵庫県の精麦工業協同組合からの仕入
価格と生産者への助成というものを足したものでございます。仕入価格の1,4
66.7円、それと生産者への助成金3,750円でございます。

3 番 わかりました。このような経路になっているかと思っております。

それで、もう一点だけ、これはちょっと調べておる間に気づいたことがありま

すので指摘をさせてもらっておきます。

57番の原麦17年産30kg入りでございますが、この単価が4,183円30銭となっております。昨年の資料を見ましたら4,183円80銭ですか、50銭ここに差異があります。これはパソコンの間違いか何かと思うんですけども、決算のことですから一回お確かめを願いたいと思います。

産業課長 見させていただきます。

3番 簡単なことですから、今、休憩を取っていただきまして確認していただいけませんでしょうか。

議長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前11時49分

再開 午前11時52分

◇

議長 会議を再開いたします。

産業課長 調査いたしまして、午後にでも報告させていただきます。

3番 ちょっとパソコンの入力ミスじゃないかと私は思いますけども、後で調査をしていただきお願いをいたします。

今もありましたように、もう一度、原麦の価格ですね、御検討を願いたいと思います。麦の買入価格が年々いろんな方法で農政が変わっておりますので、それに合わせるようにして対応していただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

7番 本来なら、詳しく数年分のバランスシートと損益計算書の比較をすればいいんですが、まだ作業が進んでおりませんけれども、この決算書を取締役会及び株主総会で議決をされたわけですが、そのとき説明された資料が議会備え付け資料ということでしょうか。

産業課長 はい。資料の中に会議録ということにつけさせていただいております。

7番 私が聞いたのは、株主総会で決算書を出して、そこで審議をしてもらったときの資料がこれかと、こう聞いとるわけです。

産業課長 そうでございます。

7番 この資料を見て思うことは、例えばこの貸借対照表の資産の部を見ると、総額がこれだけあるわけですが、これだけが資産として本当にあるのかどうか。幽霊みたいなものがどの程度あるのか、ないのか、そのところが見てもわからない。長期貸付金になっておって2,449万円については佐賀和雄分としてわかるけれども、例えば未収利息が何であるのかというのはこの説明書には書いてない。

それから、その歳出の項目も含めて、先ほど売掛金という話も出ておりましたけれど、売掛金総額1,750万円、そのうち、その他が1,000万円から6万4,000円の売掛金まで計上しておいて、その他で1,000万円からの分として出しているというのはさっぱり合点がわからない。1,700万円のうちその他で説明して、その他が何件なのかという何件も書いてない。その上のA、B、C、Jまで書いてあって6万4,000円のものまで書いてあって、1,000万円隠してあったら、やっぱりわからんじゃない。こういう部分が何項目かあります。ですから、この程度の資料で監査及び株主総会は通過をしたというのが、私は事件の教訓をもう既に忘れておるじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

産業課長 この内訳表の中ではこのように一応その他という欄が出てきまして、その他今言われたように数等につきましては明示をいたしております。今後につきましては明示をしていきたいと考えます。

7 番 今後のことは今後のこととして、決算報告書を出されて、説明はそれではされ
たんですか。株主総会でその他の項目についての質問はあったんですか。

産 業 課 長 その他の質問についてはございませんでした。

7 番 その程度の監査及び株主総会で、この決算報告書が通過してきたということが
理解できないということを私は言うとするんです。なぜこれの説明を書かなかった
んですか。都合の悪い分があるんですか。幽霊があるんですか。はっきりしてく
ださい。資産の部の総額、これ何ぼや。このうち全部これ生きたものですか。

産 業 課 長 これは全部生きたものでございます。内容につきましても、当然この額になっ
たものでございます。

7 番 全部これが生きておるということになれば、後の議案に出てくる1億円の投入
というのは必要なのかということになるんじゃないですか。長期貸付金、この固
定資産のところにこの佐賀和雄分があるというのがどうもよく理解できないので
すが、これはこれとして、佐賀和雄分に対する請求はいかがされておりますか。
法的処置も含めて、きちっと請求されておりますか。

産 業 課 長 佐賀さんに対しましては、前期から連絡を取っております。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

宮内議員の原麦の価格について答弁がございます。

産 業 課 長 宮内議員さんのお尋ねになりました原麦の単価の件でございます。4,183
円30銭という部分でございますけれども、入力ミスでございます。4,183
円80銭でございました。

それと、小林議員さんの質問の中で、この決算書が生きていると申し上げまし
たけれども、貸付未収入金等もございますので、全部がそうであるとは言えませ
んでした。訂正しておわび申し上げます。

1 0 番 何点かお尋ねをしたいと思いますが、昨年、後から追加資料で出していただい
た分と今回のとで、もちむぎの在庫確認表、各倉庫の棚卸しが幾らだとかいうの
がないんですが、数量的には出ておりますので、その中でとりあえず確認したい
のが、20年度産はもう数量がわかっていると思うんですが、これは幾らことし
取れておりますか。

産 業 課 長 20年度産につきましては、990袋でございます。

1 0 番 この1,000袋ということのでかなりの在庫になるわけで、その各年度の精
算は、大体いつにされていますか。例えば、20年度はまだ在庫で、去年もそう
だったのですが、19年度は済んでいない、けれども在庫で上がっているというこ
となんですが、当然20年度はまだされていないと思うんですが、19年度のこ
の分に2,440何ぼですか、精算はいつされましたか。

産 業 課 長 まだ、支払いの確認をしておりません。

1 0 番 というのは、石野議員からの質問にもあったんですが、つまり次年度の作付生
産計画、町長のお話にもありましたが、来年何ぼにしようかという話は、当然そ
の生産組合のというのがありますね、それとされるわけなんですが、そのプロセ
スがいつまでにどういうふう決めて、当然、種をまくまでに決めないといけな
いものですが、それをどういうふうにされているか、確認したいんですが。どう
いうふうに何回打ち合わせされるか。

産 業 課 長 次年度の生産の確認は、生産組合との会合を持ちまして調整を図っているわけ
でございますけれども、近年、国と農協等につきましても早急に出してほしい
という要請が５月ごろにまいりますので、５月前後にその開催をして調整を図
っているところでございます。

1 0 番 ということは、来年度、２１年の作付は秋ですが、５月ごろには決められると
いうことですね。それで昨年もそうだったんですが、棚卸しの数量の中に種子と
いうのがありましたね、３０とか４０袋の種子が。種代も在庫に入っているとい
うことは、当然その分も一緒に買われていると、生産者に代金を支払っている
と思うんですが、それを今度生産組合に申されるシステムと価格と、それから、そ
れがどこに計上されているのかについてお尋ねしたいんですが。

産 業 課 長 麦代として３０袋を生産組合に売っているわけでございますけれども、価格は
同じでございます。調べさせていただきます。

1 0 番 種子は、古いもちむぎではなしに、新しいものを当然使わないといけないので、
５月に取れた新しいものを使ってことしの分はまかれたと思うんです。ですから
売る値段、買う値段の単価がまだ多分決まっていけないんじゃないかと。その辺で
どういうふうに単価処理されているか。

それから、それも当然原麦としての販売ですので、これの売り上げの中では各
生産組合への販売という項目がないので、それがきちっと計上されているか、ど
こに計上されているかというのを確認したい。それは、決算書の損益計算書、７
ページの雑収入この中に、町からの補てん分も入っていると言われたんですが、
この５７８万８，０６０円のこの明細を詳しく、個別にこの分も入っているのか
も確認したいので説明をお願いします。

産 業 課 長 この雑収入には、福崎町からの助成金もございます。その助成金の内訳につ
きましては、マネージャーの給与８カ月分が２４５万円、それから、活性化事業と
いたしましてコスモスをやかたの北側にまいておりますけれども、それが１２万
円。それから、生産組合の助成金単価９０４円分で２２３万円、それと利子補給
分の補助金が１５万円。それからエアコンの修理を前期にやっており、やかたが
立替えておりました分３７万円等でございます。

1 0 番 それでは、この中に、生産者組合への種代としての渡しの価格は、これには入
っていないということですね。ということは、別資料の、各いろいろな部門別の売
上げの中にもこれは当然入っていないということですね。だから、その種子代を
どういうふうに清算されておるのかを確認したいわけなんです。

産 業 課 長 調べて後ほどご報告させていただきます。

1 0 番 はい。それとですね、次は、備えつけ資料の６ページに借入金の明細がありま
す。２０年８月３１日現在で載っておりますが、但陽信用金庫が２，５００万円、
前年度１９年８月３１日現在では１，０００万円で、増えています。それから長
期では１，０００万円減っています。その下、短期で出入りがあって、どうい
うふうに処理され、増えた分の１，５００万円、短期で増えた分は、その借入れた
目的と比率なりの詳しいことがわかりますか、説明をお願いしたいんですが。

産 業 課 長 短期の借り入れ分の１，５００万円の増につきましては、精麦代の分として１，
０００万円を借り入れております。また、そのあとの５００万円につきまして
は、年間１，０００万円ずつ但陽さんに返しておりますけれども、１９期につ
きましては５００万円１回しか返しておりませんので、残りの５００万円とな
っております。

1 0 番 精麦代の１，０００万円というのは、１９年度で石野議員の話にもあったよう

にたくさん取れた分の支払いの原資ということで1,000万円。それから500万円の増えた分については、1,000万ずつ返すという約束での不足分、残りの500万を払われたと。だから、2回に分けて但陽さんには返済されている、長期として借り入れて、またそのまますぐ返すということになっている。あくまで、短期借入れがこの表のとおり7,030万3,242円、長期は6,521万1,000円、これはあっているということですね。確認を。

産業課長 はい、そうです。

1 0 番 それから、事務局備付資料の中で取締役の議事録が載っております。それを見ておりますと、会議録の中では、ことしの夏は猛暑でそうめんが売切れて品切れになるぐらい売れたとありますが、麦あるいは粉は余るほどあるわけで、そんな中で品切れが出るということは、そこまで売れるとは予測していなかった、ほんまに売れたということでしょうけれども、そうめんは乾めんですので当然日もちします。じゃあ、どういうふうにつくろうかというきちっとした製造計画がなかったんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうに食品センターの中では、長期の、先を見越すというのはされておりますか、確認をしておきたいと思うんです。もうこんなもんで、ことしはこのぐらいでというのではないかと思うんですけれども、いわゆる製造計画、せっかくのチャンスを、多少でも売り上げが増えるチャンスがあったのが、増えなかったということになるわけです。それを確認したいのと、それをもとにこれからの製造計画、今、冬ですから、多分そうめんをつくれると思うんですが、きちっと対応していただきたいと。

町 長 そうめんを売り出しましてからそんなに期間がないわけです。年度をきちっと言われると私も今答えられませんが、調べてみるとわかるわけですが、つくり過ぎて2、3期前だったと思いますが、かなりの在庫を抱えて、そのときには在庫が多過ぎるというご指摘を受けたわけでありまして。そういった意味では、これまで売れている実績を年数で割りますと、ほぼ平均的に幾ら売れるかというのが出てまいります。その上に、それを計算いたしまして本年度は天気予報等、長期予報等では、今言われたように猛暑になるということでしたので、急遽1トンほど上増しして生産をしたわけでありまして。ですから平均よりはたくさんつくったのですけれども、それ以上に売れたということです。それ自身が計画の立て方が甘いのではないかということでもありますから、本年度の経験等も踏まえまして、来年度はそういうことにならないようにしていきたいということです。どのようにして計画を立てているのかといいますと、年度の平均を取って生産計画を立てていると。本年度は天気予報も考慮いたしまして約1トン足したけれども足らなかったということですね。

それから、先ほど井上課長の方で小林議員に対する質問について、やや報告そのものが間違っているような意味のニュアンスの答えに私はとれたわけですが、報告自身はすべて生きている数字を出しておりまして負債は負債、そしてプラスのところはプラスということで、これはすべて実態をあらわしているものでありまして、今回の決算報告書そのものがそのままだというふうにご理解をいただきたいと思っております。

それから、取締役会の名誉のために言っておきますが、非常に喧々諤々の論議が行われておりまして、ただ、在庫の部分について株主総会でそういう質問がなかったというのは事実です。株主総会というのは、ほぼ取締役会が出てまいりまして、それプラス取締役以外で出席されたのは、株主として新たに参加された方は、今年度は1名ということでありました。従いまして、取締役株主総会で、在庫でありますとかそういう詳しい論議にはならなかったということであ

りますが、取締役会ではいろんな論議がなされて、今年度の決算報告書が承認をされたわけでございます。当然、監査委員は詳しく資料を見ておりまして、監査意見書等もつけており、当然売り掛けの未収の場合の詳しい件数でありますとか、そういったものはすべてきっちりと見てくれております。

1 0 番 それからですね、去年も問題になったんですが、やかたの東の駐車場になっているところの土地代、この分は、この地代家賃のこし額を見ておりますと、まだ払っていないんじゃないかと思うんですが、その家賃の分をどういうふう処理されてどこに入っているのか、それと交渉はどうなっているのかについてお尋ねします。

町 長 家賃につきましては、前のときにも若干報告したのかなと思うんですが、これは一方的にこちらが打ち切ったという性格のものではないわけでありまして。交渉の過程の中でこうなり、支払っていないということは前にもお伝えしたかなと思うんですけれども、あのところは、上にある公衆便所のときにその土地を資材置き場として借りられ、それを大体踏襲した形で家賃を払うということになっておったと。しかしながら、年々年々、公示価格が下がってまいりますので、やはりその公示価格に応じた形で駐車場の値下げをお願いしたいということであったわけです。で、その交渉がきっちりいかないまま使っておったということで、それはまあ、無断使用ということになるのかもしれませんが、今年度に入りましてそういうことが非常にホットな課題となってまいりまして、いろいろ交渉をいたしました結果、きちっと積み上げれば恐らく460万円ほどになるのかなと思うんですけれども、本年度10月末までに一括返済をしてもらえるのなら400万円ということで一応話が決まりました。その後については、まだきちっと契約書は締結をしていないわけでありましてけれども、もう少し値を下げた形で交渉に応じてもらえるのではないかと考えているわけでございます。ですから、私の記憶では、本年度の400万円、これまでの分につきまして、そういうふうに指示をしましたので、多分そのようになっていると思います。10月末日をもって決済するようにとっておりますから、400万円はそれで支払われていると思います。その後につきましては、交渉の過程で、まだきちっとした値段が決まっていないという状況です。しかし、これまでの経緯も踏まえておりますので、きちっと契約書を交わした上でのことにしていきたいと考えているということでございます。

1 0 番 400万円ほどで、もうこしのこの10月に19期ですか、8月までの分は清算されているんじゃないかという答弁だったんですが、400万円ということになりますと、この別資料の5ページの下に未払金というのがありますが、これを見ていますと合計800万円余りあるんですが、この中に入っておったと思うんですが、一番多い額を見ましても338万円、その他も333万円、ということはその土地代、未払金としては計上していなかったと、それを払われたという解釈になるわけですか。

産 業 課 長 この土地代金につきましては、9月以降に相手方と覚書等を交わしまして処理しております。発生主義ということで、20期で処理をするということになっております。

1 0 番 じゃあ、20期で土地代、家賃がどんと上がってくるということで、400万円は、早くも経費が計上されているということですね。

それと決算書の最後に20期の予算がついております。これで確認をしておきたいんですが、全体の売り上げの予測が大事なところで、この20期はどれだけ売り上げをしようということで、前年度はこの19期目標1億7,200万

円という伸びた目標を持たれて、それには少し届かなかったけれどもかなり伸びたという結果になっております。ところが、この20期の予算額を見てみると、19期の1億7,200万円に届かない1億6,900万円で抑えられているんです。当然この後に出てくる補正予算の貸付金のこともあり、それから新しい取締役、あるいは専従の役員さんがつくられたかと思えますと、この1億7,200万よりも上の数字を当然設定して、目標を持って戦略されていくべきじゃないかと思うんですが、もうここで引かれている。確かにこれに届きましたと言いきれども、そんなもんじゃないですね。本当にこれがそのことも踏まえての戦略的な20期予算の実施計画になっているのか、その辺を社長としての考えも含めて確認させてもらわないと、私たちとしてはなかなか承認できないところがあるんですけれども。

町 長 戦略的には大きな目標を立てる方がいいわけでありまして、先ほどの天気予報の長期予報を見ていろいろと考えるということと同じでありまして、本年度の景気状況を見てまいりますと、なかなか去年と同じだけ売っただけでも精いっぱいではないのかということから、もっと高い設定をするかしないかということは、これは取締役会の中でも非常に論議的となったところでありまして。しかしながら、景気動向を見てそんなに消費動向というのはよくないということから、こういう数字になったわけでございます。もちろん、私たち取締役会や従業員に商才がぐっとあればよかったんですが、大体これまでの経験則でこのような来年度の20期の計画を立てたというのはそのとおりであるわけでございます。しかし、長期的にこの会社が身軽になって、利子の支払いがいらなくなるとか、いろんな形での寄与をしていくことによって、やがては返せるような会社で成長させていく必要がありますし、するのではないかというふうには考えました。で、この数字は本当に一番取締役会で、議論が盛んに行われた数字ですが、最終的にこの数字で計上させていただいたというところでございます。

議 長 ほかにございませんか。

1 番 2、3点お尋ねをいたします。まず、先ほど課長が「発生主義」と言われたね、発生主義。当然、帳面にするのはそれでいいんですけれども、こんな考え方で税理士はだめですよ。その会社が、会社の経営としてどうなっているのか、今、どういう状態にあるのか、余分な物もはずしてしまって、実際にここが問題ですよ、ここはいいですよ、この部分は帳面に書いたって一緒ですよ。そんなんだったら帳面をあわせるだけや、右と左と。あわせるための帳面だけや。そういうことしていたら、何年たったらよくなりません。資産でも2,400万円何がし書いてあったね。どこへ貸していたのか知らんけど、そんな資産として計上してもとに戻ってくるんですか、そんなのは資産とは言えないでしょう。それを税理士もきちっと問題点として言わなあかん。ただ、形の上だけではそうだからそれを計上しておるんやから。だから、これだったら何でも、帳面や計算が合ったらこれでええんやと。利益が80万円もでとっても、何もあんなもの80万何ぼ出たって何のプラスにもならへん。そやから、そこを考えると、あんまりこの帳面は納得ができないし、いいかげんなもんやなと思うわけです。

それと、在庫で麺が残って、単価が入っています。これは恐らく製造原価だと思うんですが、これをこの額で一つ一つ割りますと割り切れない。一体「もちむぎのやかた」でつくるのは何%ぐらいできるのか。それとその外注に出している、恐らく率は違いますね。その辺をちょっと教えてもらいたいんだけどね。

例えば、MS 8 だったら定価に対して 50.45% でできるわけやね。それで、M 8 だったら 49%、MS 3 だったら 45%、M 3 だったら 43.9%、K 20 だったら 47.4%、MK 42 ですか 54.4%、それでカステラが 43.6%、これは何でこんな大きな変動があるんやろうね。これだったら本当に原価計算するにしてもややこしくてかなわんわね。こういうふうにして一遍確認したことはありますか。

産業課長 私は確認したことはございません。

1 番 監査したことがある人がそんなことでは。そういうところをチェックして、それをもとにして経営というものはしていけないと、一番大事なところですからね。そうすれば、これだったらコストが高くついているのは何かの理由があるはずです。例えば、外注しているところだったら、その外注先に 1kg 何ぼで、一定の率で上がっているはずです。それは製粉だけ支給をして、あと小麦粉は向こうに渡して、それであとの物を出して、それで恐らく 42~43%、カステラの単価を見たらそうなるんです。そうする方が利益が上がるんじゃないですか。なぜ、そういうことをいうかということ、19 期の事業報告書の中の 2 ページの製造部門、「昨年と同様、外注費を抑えるため、工場でのパック詰め、セットアップを委託せず、工場内で行う」、高くつく方ばかりを取っている。それで、47 より 43 でしてもら方がいいんと違うんですか、安く買って高く売ったら。その辺がなぜできないかと思うんです、もっと真剣に考えないと。これ、まだ次の補正予算までいってないからこれぐらいにしておきますけれど。4 万円、これはもう考えないと、素人ばかりが寄ってしてもあかんということや。だから、レストランと売店だけきちっと管理して、それでそこら辺はプロに任せて、今、麺をつくっている職員は出向という形で、今の麺工場は貸して、そこでまた利益をもらったらいいや。それで安くつくってもらったらええんや。そうしたら自然と利益が上がってくる。今だったら、これだけ変動があったらどうなるかわからへん、麺の。コストが読めない。何がよく儲かって、何がよく出て、そういうことがわかりにくい。外注のカステラは、43%、1,300 円に対して 567 円 30 銭でできるんですか、これでできたんやから 43.6%、同じようにカステラに入るもちむぎの粉の量といたらどれくらいですか。

産業課長 カステラにつきましては、約 15% でございます。

1 番 15%、麺が 18% ですか。その麺が 18% で、まず 1kg つくったとしますと、1kg つくったらもち麦粉が 18% だから 0.18kg ですか。それで、それに 346 円 10 銭掛けると 62 円ですね、この値段が。それと、小麦が 1kg つくったら 0.8kg いますね。そうするとそれに 130 円掛けた 104 円、それであと片栗粉や何かいますよね。あれら等が残りの 0.2%、0.02 やね。平均して 202 円掛けますと 4 円。これを足してあとシールとか何かいますわね。それをしたって、全部したって 315 円ほどで、316 円か、10 円足しても 326 円で材料があるということですよ、1kg つくるのに。それから割り算したら大体うまいこといくんですわ、43% ぐらいでね。43% から 45% ぐらいでいきますわ。

町長 原価計算をしなくて会社の経営をやるというのは、そんなことはあり得ないことでありまして、課長がそういうふうに答えましたけれども、実はそういう事柄につきましては、いつもどうすればもうかるかということになっておるわけでありまして、ですから、今、平岡さんの言われたような内容で、会社からもそういうことで全部引き受けますよという話もあるわけでありまして、そういっ

た麺のこともいろいろ検討をしながら現状を持っておるということです。そして、もちむぎ食品センターで製造しているというもう一つの理由はですね、あそこを借りた資金が、農林に借りておるわけなんです、あそこはレストラン、いろいろな製造過程もちゃんと敷設してという内容になって存続をしているということです。さらにもう少し、もちろんもっともって工夫を加えてあそこで採算があうようにしていくことも大事です。それから私どもが考えましたのは、なかなか一社で独占ということになりますとちょっとリスクも伴うわけで、あそこで全然しなくなったときにどうするかというさまざまな独占に任せてしまってこちらでつくらなくなったときの危険性でありますとか、いろんな面を考慮いたしまして今の現状を続けております。平岡議員が言われますように、それでいいのかと言われますと当然、もっともときっちりとした計算をして進んでいかなければなりません。ですから、それは今後の大きな課題ではないかと思っておりますが、全然それを度外視して経営しているということではないということと、そしてお金を借りたときの一つの条件というのもまだ今生きているという二つの側面があるということでございます。

- 1 番 私どもも、その辺を心配するから、だからそういう専門家に頼んで、そこをしてもらって、その職人がいますよね。向こうに委託して、そこで一緒にやってもらうと。で、技術を盗んでもらう、いろいろな開発も一緒に勉強してもらうということが一番ベターじゃないかと。だから、完全に職員も店の者も切ってしまうのではなしに、そこへ出向という形ですれば何も別にもちむぎのやかたの中で一緒のことですから。それで同じ43%ぐらいでしてもらえるのであれば、その人らの給料も含めて、そうしたらそれの方がいいんじゃないかと。それは相手があることです、わかりませんけれども、そういうことも一つの方法だと。だから一番早いこと儲かるのは、バーンと丸投げ。町長、建設会社がようしてますやろ、今、それをせなあかん。そうすることによって、また新しい麺屋として新しい開発もしてくれるだろうし、そうすることによって我々農家も少しでも生産に協力できるんだったら、何ももち麦だけにこだわることはない。だから、農協も、ふくほのかつくろうかと。僕の思いはそういう方がうまいこといくんやないかと。そして、研究開発も、町やもちむぎの会社がお金かけてせんでも、その辺は専門家にさせないと。そういうところ。そのための協力はさせてもらわないとしようがないけどね。

で、昔、ゆうパックが出ていましたね。ゆうパックで700万円から1,000万円売れたんだってと言っていた。これにはゆうパックのゆの字も出てないけどどうなっていますか。

- 産業課 長 最近ゆうパックは余り使っていないようでございます。
- 1 番 使っていないって、お願いしにいかないといけない。断られたんですか。
- 町 長 ゆうパックの発注が減りましたのには、一定の理由があるわけなんです。と申しますのは、ゆうパックにお願いをしますと、使う運送手段は、郵便事業団を使うというのが絶対の条件になっているんです。ところがここを使いますと、きちっとした日に届かないことが何回も起こるんです。ですから、やはり職員は約束した期日に届けたいと思います、その約束したことについては、ヤマト運輸さんに心ならずも頼むということが起こるんです。そんなことは1回で終わっておればそれはそれで済むんですけども、やはり2回、3回となりますと、郵便の運送会社の知るところとなりまして、それはいかんということで、しかし、それはあなた方はきちっと荷物を届けていないからこうなっているんだという説明をしましても、なかなか聞き届けてもらえることができず、引き

続いての発注は非常に難しくなったということでもあります。そういったことで、ゆうパックで減った分はほかで取り返そうということで、今、いろいろと工夫をしていると。それに優るものがあるのかといいますと、なかなか大口ですからそういうことはありませんけれども、しかし、そういう中で去年は職員が頑張って、ちょっと伸ばしてくれておりますから、そういうノウハウは今後も引き継いでまいりたいと思っております。

1 番 まあ、向こうには向こうの言い分があるやろけれど、そやけど700万円か1,000万円、大きなお金ですね。頑張ってもらい、そこもやっぱり継続して何とか売り上げにプラスしてほしいね。

それと、基本的に、株式会社としての利益集団、また、第三セクターとして役目を果たすための組織、その構成ではないね、会社組織として。これは根本から見直さないとあかんね。というのはね、常勤の取締役が今はおられますけど、所詮レストランの女将さんやから、当然、麺の製造過程、作付の状況、そして生産に至るまでの状況なんかも、常に把握できるそんな取締役であってほしいですね。だから、もし仮に、どこかから麺のプロが来て尋ねたら、恐らく答弁はできんわね。だから、人間いろいろ取柄があって、何でもかんでもということは無理ですけども、それだったらそれなりに方法もあるんやから。やっぱり商品をつくるには、プロはプロに任せた方がいい、そしてそのプロを下請として使うんだから、その中で利益が求められて、そしてまた会社も儲かって第三セクターとして配分を果たす、こういうのが理想なんやけどね。今の組織では、取締役が農協、商工会、それで商工会の会員さん、それから生産組合の組合長。こんなもんがうろうろしていたら、そんな職員もかなわんで。言いたくてももの言われへん。ものを言われへん会社はあかん。オーナー会社と一緒に。オーナー会社だったら一代限りや。町長、今、この一代限りで、町長おらんようになったら、なくなってしまうで。だから、オーナー会社はあかんねん、わがままやから。自分の気にいらなかったらもうあかん、やめてしまえとやめるようにしてしまうから、それが一番あかんのや。それで意見の集約ができへんのやね。それでみんないい人ばかりやもん。そんな人ばかりの寄り集まりで会社経営をするなんてもってのほかや。できるはずがない。それと、委員長からの報告もあったけど、町長この間、委員会いなかったからちょっと言わせてもらうけど、商工会が出資していますわな、600万円ほど、何ぼかね、資本金。あれはもう商工会の専務理事がそのお金を使い込んだんやから、自分らの失敗や。商工会の株式自体、なしにしてもて、株を減らしたんや、1万3,000枚の1円でもええんやから。それくらいの気持ちでいたと、そうかといったら商工会の二人も入っておるし、おかしいて、考えていることがわからへん。そんなことがあってええんやろか。そういうことができるらしいね。商工会はその後の取締役の決断次第だろうけどね。それで、また、町長は、その商工会に任そうかという気持ちがあったら、これはいつまでたっても議員やめられへん。そやから、商工会が悪いんじゃないくて、あの方は忙しいもんね。みんな商売人はやっぱり忙しいでしょう。そやから、いいかげんところで思い切りを出して、それを出すことも大事なことで。

それから20%値上げされましたね、9月1日からですか。その後の9月と10月の売れ行きはどんなもんですか。

産業課長 新期20期に入りまして、平均約20%の値上げをさせていただきましたけれども、9月、10月につきましては約8%程度減となっております。

1 番 それなら、前年度に比べて120%多いのが当たり前やねん。8%減るとい

うことはその意味はわかっているんですか、大きな問題です。だから、今原価のことをずっと言いましたけれども、上げる必要はなかったん違うか。今の粉なんか、安い安いのに。小麦粉が上がったと、20%上がった。それを商品全体の2割掛けた、それはもうちょっと考えることができたんじゃないか。それをだれも言う者がおらへんさかいに。それやからこの組織はあかんねん。いろいろな考え方を持った人が、そこで従業員も一緒に、取締役会ばかりするんじゃないくて、要するに零細企業のように、だから職員も皆会議に出てもらって思ったことを言えと。それは決して押さえつけるものじゃない。聞いていい意見なら聞き、その理由も聞き、それから大勢の中で、みんなで、若い者だったら若い者ばかりが寄ったら、またそれなりのいい意見も出るし遠慮せんとものを言えるねん。遠慮せんとものが言えるような状態にして、それが社長の務めやね。まあ、こう言わせてもらって終わります。

議 長 ほかにございませんか。

1 0 番 先ほど聞いた中で、確認をさせていただきたいんですが、去年のもちむぎ在庫管理の表を今見ておりますと、私が今種もみについてはその前年度産になるんですが、5月にとれた分の種を新しくすぐ使うと、多分新しい種だということだと思っておったんですが、去年のもちむぎ在庫管理の表を見ていますと、17年産30袋900kg、18年産30袋900kg、19年産30袋900kgと、そのまま全部計上してあるわけですね、この表、棚卸しは。ですから、種子についてどのように管理されて、何年度産、例えば19年度産で、ことしの20年の春に取れたものをこの20年の今秋にまかれたと置いていたんですが、どういうふうに種もみの在庫管理、手法をされているのかを含めてですね、それとその価格ですね、生産組合にどういうふうに渡されているかというのをあわせてきちっとわかるようなまた資料をお願いしたいというのと、それからこの20年度産ですね、今現在、その種まきされた面積というのは、生産者組合の資料があるんですが、もう12haということで予測でされているわけですね。

産 業 課 長 20年度産につきましては12haでございます。

1 0 番 それと、取締役の会議録の中にも出ておりますし、商工会なんかでも、例えば、広報ふくさきの秋まつりにも載っていますが、もちむぎパスタを開発して取り組んで試食もしていると。それから鍋だngoですか、そういうものも取り組んでということなんですが、新製品につきましては、今現在でもうほぼ完成、それで発売見込みはついているのかどうか。で、この20期の中にそれが入っているのかどうか。先ほどを見ますと総売り上げではほとんど伸びていないと、19期より下がっておったんですが、その辺の見通しは今現在どうなっておりますか、確認しておきます。

産 業 課 長 20期以降でございますけれども、当然20期以降につきましては、今議員さんが言われましたように、19年度もそうなんですけれども、もちむぎパスタの開発、また生めん等も販売されております。それから先ほど言われましたもちむぎだngoですか、だngoにつきましても今試作、販売中でございます。これにつきましては全国ネットで販売されているということで売り上げも好調で伸びているということをお聞きしております。まだ来期につきましての契約等までは至っておりません。しかしながら、そういう形の中で鍋だngoにつきましては進んでいくものと見込んでおります。これからの予想につきましても精麦、またパスタ、生めん、鍋だngo等につきましての使用量も見込みまして一応計画をさせていただいているところでございます。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

◇
休憩 午後 2 時 0 0 分
再開 午後 2 時 2 0 分
◇

議長 会議を再開いたします。
ほかにございませんか。

1 1 番 非常に大勢の方がいろんな方面からご質疑をされまして、私も何点か、ごくごく手短にお尋ねをしたいと思います。

まず 1 点目は、ことしの 1 月の 1 7 日の全員協議会の席上でお聞きをした件でございます。といいますのは、売掛金の回収不能であると思われる債権は、何件で幾らぐらいありますかと私はお聞きをしました。確か答弁は 1 4 7 万円というようなことを即産業課長がお答えになりまして、これにつきましては一般質問だったと思うんですが、正確な決算書ではないと。解釈についても産業課長さんに法文を読んでいただきまして、で、1 0 0 万円以下の過料に処すということもございまして、というお尋ねをしました。その件でございますので、幾らかご記憶にもあろうかと思えます。で、きょうこれまでの質疑を聞いておりますと、今回の貸倒れで、損失計上されておるのは 3 5 万 6 , 4 6 8 円という金額でございまして、これは主に通販の関係のもので、これまでにずっと不良であったものを処理したという答弁だったと思えます。この本年 1 月 1 7 日に 1 8 期の決算の数字で、回収不能と見られるその債権の売掛金の 1 4 7 万円の処理、これが全く回収不能債権と見られておったけれども、実際に 8 月 3 1 日の決算までに回収されたものがあるのかなのか、あれば幾らあるのか。幾らで、どのように処理がしてあるのか、これについてお尋ねをしたいと思います。

産業課長 現在のところ、把握をしておりますので調べて報告させていただきたいと思えます。

1 1 番 それでは、もう一点、お尋ねをいたします。先ほど広岡議員が、隣接する駐車場の地代の件を町長がこれまでの経緯等、縷々説明をされまして、4 0 0 万円で話がついたということで、経緯はよくわかりました。ただし、この 8 月 3 1 日の決算の時点の状況ですね、その駐車料の未払い分が、計上されていないんじゃないかと。ただいままでのご答弁をお聞きしておりますと、そういうふう思うわけですね。それが果たして正確な数字が積み上げられてできた決算であるのかどうか、全体的に。ただいまの売掛金にしましてもそうなんですが、それも説明をお聞きしないといかんわけですが、この 1 9 期のここにどういうふうになっておるのか、8 月 3 1 日時点の状況、またこの決算にどう反映したのかというお答えをいただきたいと思えます。

産業課長 駐車場の経緯につきましては、町長の方からお話があったわけでございますけれども、中断されておりました 3 期分につきましては計上しておりませんでした。このたび、話の解決がつく方向になったということで初めて 2 0 期に計上をしていくものでございます。

1 1 番 というような答弁ですので、この 1 9 期の決算は、本当に実体が正確に反映された決算ではないんだということを私は思います。今後は、よく気をつけていただきまして、その辺のところは未払金に計上しておくということではないかと思えますので、早速これ、4 0 0 万円が損として 2 0 期に出てくるということになりますので、その辺のところをよく気をつけてもらいたいと思えます。

先ほどからの売上金額で、2 0 期の予算の実施計画、これについても町長からも答弁がございました。私は、これまでもこの益率についてもいろいろ言及を

してお尋ねしております。本当はきょうもしたかったわけですが、もう皆さんかなりお疲れのようでございますので、これはきょうはやめておきます。ただ、先ほど町長の答弁の中で、20期の計画の売上金額で、これは3年間の平均を取ってということだったんですが、私は、もうその辺の発想がそもそも第三セクターの意味、いわゆる民間の手法を導入してというところが反映されていないと思います。やはり、特にこれまでの再建計画がなかなかうまくいかないところに大きな原因があるんじゃないかと思います。ですから、その辺のところをもう一度よく取締役会でもご協議をいただいて、今後進めていただけたらと思います。

それと、きょうかなりの項目で「後ほど報告」ということでここまで来ているわけですが、いつ報告をしていただけるのかという確認をしておきたいと思います。昨年状況を見ておりましたら、総括質疑の日というようにことで、総括質疑の日に朝ここへ来て出ている資料を見て、質疑がありましたらとこういうことでございましたので、何分、初めて目にするものでございますので、なかなか疑問点が出てこない。で、その後ですね、1月17日にまた全員協議会をというふうなことで越年してこの報告の認定がなされたという経緯もございますので、できましたら総括質疑までに我々も一度目を通していただける時間を与えていただけるような配慮をさせていただいて、きちっと資料で報告をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

産業課長 できるだけ、ご期待に沿うように頑張ります。

議長 ほかにごございませんか。

7 番 後の議案の関係もありますので概要をつかんでおきたいのですが、私の質問に対する答えがありまして、幾らか架空のものがありますという答弁でしたが、それはどういう項目の中にあって、総額でどれくらいあるのかということをお願いしたいと思います。

産業課長 売掛金のその他についてでございます。その他という部分でございますけれども、その他には367件ということで、平均しますと2万7,000円という形になります。

7 番 360何件、平均で、その他の中で一番大きいのは幾らですか。

産業課長 この各項目につきましては、前期の一番多いところから10社という形でご報告させていただいております。今期につきましても同様に前期対比ができるような形をとっておりますので、このような額になっております。最終、一番下では6万4,000円前後の会社があるわけでございますけれども、この中で一番大きいのは、そこまでちょっと調べておりません。

7 番 360社でも、1,000万円の中身を詳しく調べもせずに監査が通り、株主総会が通るというところに私は不思議だということを言っていたわけです。で、例えば、売掛金が多いわけですが、それで今期の場合、売掛金残高が非常に多いことについての説明もありました。しかし、当然食べ物ですから賞味期限というのは決まっておるわけですね。各お店から返品をされた場合、それはどのような扱いになってどのように処理をされておるのか、あるいはどういう形で各お店に置かせていただいておりますのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

産業課長 賞味期限等の近くなった物、ふだん、営業マンが各店舗を回っております。当然定期的に回していただいて期限が近づいた物につきましては交換をしております。また、その交換した物につきましては、持ち帰りまして売店等におきまして少し値引きをして販売をしているというのが現状でございます。

7 番 商品については、廃棄処分にしたりするという物はもう一切ないというわけですね。

産業課長 一切ないとは言い切れない部分があると思います。

7 番 最初の質問ですが、この4ページ、貸借対照表の1億1,900万円のうち、幾らがどうなのかという点について、お聞かせをいただきたいと思います。

産業課長 すみません、もう一度、ご質問の方をお聞かせ願いますか。

7 番 時間がかかるからよろしいわ。もう、あなたが答えられたことについて再答弁を求めた、それだけのことです。

それから、この長期貸付金がなぜ固定資産の中に入っておるのかというのは、これは何かそういう簿記上の一つの理由があるんでしょうか。

産業課長 今までの決算報告書、每期、今までの決算報告書の報告の中でもこういう形を取らせていただきましたので、税理士さんとも相談の上、こういう形をとらせていただいているところでございます。

7 番 去年もあれだけ決算について議会で問題になってきたわけですから、前にも聞いておるとは、だれかが聞いておるとは思いますけれども、こうした長期貸付金は流動資産の部ではないかというのが一般的な常識から考えるとそう思うんですよね、これなぜ固定資産になるのかなと。昼の時間に考えたんですけども、固定資産にするのは減価償却できるからかなとこう思ったんですけども。これ、前からしておるといふんじゃないしに、去年の決算審査のときにいろいろやって、これでもう次の期からはよく研究して正しいものにしますということだったわけでしょう。ですのに、前からしておったからということになれば、去年、わざわざ1月まで議論した意味がないということになるんですね。私は、商業簿記の専門家じゃないですから、そこのところを教えてもらいたいなと思っただけの話で。

産業課長 17期より会計事務所さんまかわられまして、今現在、その会計事務所さんからご指導を受けているところでございます。再度また、お聞きしながら勉強させていただきます。

議長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、報告第15号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。ありませんか。

ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第77号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第78号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

7 番 福崎保育所を、90名とした根拠についてお聞かせください。

学校教育課長 まず、基本的には、過去の状況を精査いたしまして、人数的に確認をさせていただいたということでございます。で、南保育所、福崎保育所の過去の状況とか、それと乳幼児の今後の見込み数等、総合的に勘案して90名とさせていただいております。

7 番 ですから、その中身を聞かせていただいたら、大体、そういう抽象的な言葉は予想できるわけで、例えば、その乳幼児の0歳から5歳までの子どもが何人いる、サルビア保育所が何人で、福崎保育所が何人で、福崎小学校区についてどうかという、そういう数字で説明をされると納得するということになるんですが、そういう資料は用意してあるんでしょうね。

学校教育課長 はい、資料がございますので、また後ほど配付させていただきます。

議長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第79号、福崎町幼児園設置条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 1 0 番 今度、その新しくできる一体型の幼児園の設置条例ということになっていまして、次のページに条例の第1条から第4条が載っております。第3条に、幼児園を総括する園長及びその他必要な職員を置くということで載っております。幼児園そのものの組織図、学校教育課の資料の5ページに幼稚園短時間部、保育所長時間部というふうに、幼児園の中にも子育て支援センターを置くとなっておりますが、必要な職員を置くということで載っておりますので、当然その人の組織図ですね、これはもう考えておられると思うんですね。園長がおってになるのか、幼児園ですので、当然一番上は園長だと思うんですが、その園長は両方管轄するのか、あるいはそのどちらかを兼務するのか、保育所の所長というのはどうなるのかという、その組織図と職員数とあればその資料も出していただきたいです。

学校教育課長 はい、組織図につきましてはご提示できます。ただ、その職員の数につきましては、今もまだ流動的ですので、今ここでということとはちょっと困難かと思えますけれども、また資料は出させていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

- 9 番 説明資料の2ページの第3条、幼稚園長は上司の命を受けとこう書いてあるんですが、その上司といたら教育長に当たるんでしょうか、それだけ確認させていただきたいと思います。

学校教育課長 この福崎幼児園につきましては、幼稚園と保育所を統括するというふうな施設でございますので、上司といたしますのは町長でございます。

議 長 ほかにございませんか。

- 1 0 番 先ほどの保育所の資料もあわせまして、この分については、明日、総務文教常任委員会にいただくということになりますので、明日までには用意してほしいと思います。

学校教育課長 小林議員さんのご指摘の資料と広岡議員さんのご指摘の資料、明日の総務文教常任委員会に提出いたします。

議 長 ほかにございませんか。

町 長 先ほどですね、私がということですが、最終的には私というふうに、それはちゃんと自覚はしております、すべての事柄は。しかし、それまでの間というのは、幼児園というのは教育委員会の所属となっておりますので、教育委員会でもらう。最終的には私のところに持ってきてもらっていいわけですが、ちょっとだけそのところは両方の意見ですから、後で調整をしまして、それできちっと答えさせていただきますが、今の私の認識としては、最終的には私ですが、そのもうちょっと前の段階は教育委員会で責任を持ってもらいたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

教 育 長 恐れ入ります。第3条の「上司の命を受け」でありますから、これ、教諭・保育士も含みますから、これは教育長であります。

- 9 番 だから、そういうのだったら教育長って書いてくれているなら、僕はこんなことは聞かないんですわ。「上司の命」といって書くからだれかわからへんということになるので、だから、できたらこれは教育長と書いておったらよかったのと違うんですか。

教 育 長 こういう教育関係に関する条例とか規則といいますのは、こういうふうな書き方をしてありますので、それに倣ってこういうふうに定めたものであります。

- 9 番 それは、直属の上司となれば課長さんになったり教育長になったりするのとはわ

かります。けれども、次の３ページ、子育て支援センターの運営に関する規則、この下から６行目、前各項に定めるもののほか、教育長が特に必要であると認めたときはと、こういうときには教育長ってこう書いてあるんですね、これ上司って書いておってもいいん違うんですか。僕はそう思うんですけれどもね、だから、その辺をもうちょっと精査していただきたいなと思います。

議 長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第８０号、福崎町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 先ほど組織図云々というようなお尋ねもあって、快諾をいただいたわけですが、この子育て支援センターの内容も含めて組織図はきちっと出していただけるんですね。それで、よろしいんですね。

学校教育課長 はい、承知しました。

議 長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第８１号、平成２０年度福崎町一般会計補正予算第３号についてご質疑がございましたら、どうぞ。

1 0 番 何点かお尋ねをしたいと思います。まず、議案の４ページ、債務負担行為がありますが、二つの事業が計上されております。老人ホーム、給食調理業務委託事業ということで、老人ホームの給食委託業務、今回は３年前と違ってきちんと債務負担行為で上がって事前に業者が決められるようになっております。そんな中でやはり一番大事なのは、どういうふうに業者を決めるかと。前回の教訓もありまして、しかもまたことしの春ですか、現在の業者がいろいろ事情がありまして、言えばピンチヒッター的に現在給食業務をされております。その辺を踏まえまして、まずこれからのこの４月からの分をどういうふうに入札あるいは指名公募、どういうふうを考えておられますか。

会 計 管 理 者 この２１年度からに関しましては、２０年３月末でこの２０、２１年度の指名願いを提出していただいておりますので、基本的にはその中からの業者ということになろうかと思えます。

1 0 番 では、指名入札ということだと思います。確認なんですが、この場合の指名願いの業者数は何業者。

会 計 管 理 者 まだ、詳しくは見ておりませんが、ただ、給食調理業務という付記がしてあるのは数社程度、それと人材派遣などを含めますとかなりの数になってくると、人材派遣といいますのは、人材派遣会社業務ということで給食となりましたら、かなりの業者数になろうかと思えます。

1 0 番 名前だけでの発注、そういうので落札業者も困るんですが、やはりきちっと競争されての価格できちっと適正な業者が、きちっとした入札ができるように担当として、ぜひ細心の注意を払ってこの入札業者決定については取り組んでいただきたいと要望しておきます。

それとですね、この金額が３年間で５，４００万円、現在、委託料は年間１，３８０万円だったと思うんですが、それで老人ホームは定員が決まっておりますので、業務の上限は大体あります。それを見越してこの値段になっていると思うんですが、１，３８０万円の３年間で４，１４０万円。そうすると債務負担行為で４，５００万円ぐらいでいいんじゃないかと思うんですが、５，４００万円にされている根拠をお尋ねいたします。

健康福祉課長 限度額の５，４００万円の根拠でございますけれども、この積算は、人件費が

主なものでございまして、正職員またパート等で構成をするという形で給与・賞与、また必要な社会保険料、雇用保険とか厚生年金等を含めまして福利厚生費等諸経費を含めたもので標準的な金額で5,400万円を計上しております。

- 1 0 番 それは、いわゆる積算の定価、やはりそれでこういう債務負担行為の積算というのは定価でしておかなければいけないものか。つまり、5,400万円というところを3年で割ると単純に言うと1,800万円ですね。今1,380万円をしているということは、業者の間でもうちょっと高うしようかという危険性も、今年は生じないのかなと。公募型の指名で本当にきちっとするならできますが、それを心配するんです。どうしてこんな高い限度額をされたのかというふうに質問しておるんですが、大丈夫ですね。

企画財政課長 例えば、建設工事、土木工事も含めてそうですけれども、標準的な設計ができましたら、それに対して入札減を見込んだような予算は立てることもできませんので、通常、設計に近い額の予算を計上しておりますので、同じ考え方でいくべきと思っております。

- 1 0 番 その中で、結局、その発注方法、入札方法が大事になりますので、細心の注意を払って取り組んでいただきたい。実績がありますので、これより高くなることはないと思うんですが、お願い、要望しておきます。

それから、ごみ収集運搬事業について、住民生活課の資料に2枚ついておるんですが、よくわからないんです。実は、昨年12月だったですか、ごみ分別に変るときの資料としてはかなり詳しい資料が、量・単価もきちっと出ておりますが、そのときのようなもう少し詳しい資料が出せないのか。それから、とりあえずこの住民生活課の1、2ページで、どういうふうにごみ収集運搬事業を委託するのかをもう一度改めて説明をお願いしたいと思います。

住民生活課長 まず、第1点目の可燃ごみの新分別をしましたときの資料をという点でございしますが、その分につきましてはまた用意をさせていただきたいと思います。

今回の計画でございしますが、このA区域、B区域というのは、従前どおりの業務委託の分でございまして、このC区域というのが直営の部分でございします。このC区域も含めて業務委託としたいというものでございします。

- 1 0 番 その分も含めて、また詳しい資料が出ればそれも同じように、先ほどの産業課と同じように早目に資料をお願いしたいと思うんですが、含めて直営の分が一つの今度1グループにかかわるということで、単純に考えればよろしいわけですか。

住民生活課長 はい、そのとおりでございします。

- 1 0 番 これもきちっと入札して、明朗な発注をされるように要望しておきます。

それから、事項別に入るんですが、事項別でまず歳入、地方交付税が6,500万円増えておりますが、これの計算式の説明をお願いいたします。

企画財政課長 普通交付税の増額につきましては、当初予算で見込んでおりましたものが、11月5日総務文教資料に出しております再算定がございました、その結果でございしますけれども、再算定の結果、交付決定額が7億304万6,000円となりました。で、当初予算で見込んでおりましたのが6億3,800万円、この差でございします。

- 1 0 番 あくまで再算定で、いわゆる普通交付税としての増額分ですね。

議 長 ほかにございませんか。

企画財政課長 あくまで、普通交付税の増額分でございします。

- 1 0 番 それから、今度歳出の方の事項別で33、34ページの説明で、文書広報費でホームページ更新委託料102万4,000円がありまして、これは防災無線の内容をホームページに掲載するという内容の説明だったと思うんですが、もう少

し、これをどういうふうにホームページに載せられるのか、説明をお願いします。

総務課長 このホームページ更新委託料の内容でございますが、現在、声と申しますか防災無線で放送している分をホームページで確認ができる、また携帯電話のメール配信をするための費用をここに計上をしております。

1 0 番 こういう情報は、鮮度が大事なんですが、じゃあどういうふうに、いわゆる放送は午後6時10分過ぎですね、一般の通常の放送ですと。どういうふうに、どのくらいの時間でホームページに掲載、あるいはメールはその前に入力しておいて、それと同時にメール送信されるのか。だから、今ちょっと聞こえなかったらすぐホームページを見て確認しようかというのができると思うんですが、その辺のタイムスケジュール的にはどう考えておられますか。

総務課長 基本的には6時10分に放送する時間帯には、同じ内容のものを配信したいと考えております。事前に録音等を行いますのでそれは可能なんですありますが、ただ一点、緊急放送につきましては声で放送しますので、この分につきましては今のところ配信ができないとなっております。

1 0 番 それに関係しまして、以前確認しました防災無線の音声合成装置。この場合は当然、装置に入力して文字を打って放送されますね。今、変換するようになっていきます、入力文字で打って。それと今回の放送の入力と、ホームページに載せる、いずれ、これも入力されるわけですが、その辺の連携というのか調整というのはどうなっていますか。

総務課長 実は、二度手間になる部分がございます。といいますのは、パソコン等で入力した部分と、それとまたそれを置きかえて声で入力する部分が出てまいります。今、ちょっと難点になっておりますのは、音声の合成部分につきましては、ちょっと聞こえにくい点がありますので、まだ現在調整中となっております。

1 0 番 それから、その下の方に自動車購入費っていうことでありますが、これは既に購入されたか、あるいは予定の車種は何になっておりますか。

企画財政課長 この交付金の目的は、国の地域活性化緊急安心実現のための方策に沿ったものということになりますので、一応、環境対策という名目もございますので、ハイブリッド車を予定しております。

1 0 番 もう何点か、45ページに「老人憩いの家管理費」というのがありますが、施設修繕料があります。循環ポンプとだけ、私、メモをしておるんですが、どういうふうに修理されて、あるいは循環ポンプということはふろの水をとめないといけないということで、例えばふろを休止とか、そういうのも必要なのか、修理内容なども含めて答弁をお願いします。

健康福祉課長 文珠荘にかかります機械室の循環ポンプでございますけれども、これにつきましては定休日、また営業以外の時間帯で交換をすると、機械を間に合わせて交換をするということにしております。またそのほか、非常用照明のバッテリーの交換、それぞれ修繕を計画しております。

1 0 番 定休日に交換ということで、1日でできるというものと理解しておきます。
それから47ページに、補助金としてひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金というのがありますが、これにかかる分ですね、これの補助期間とそれからこれに計上されている数量というのか何世帯でどういうふうに補助されるのか、その明細をお願いします。

学校教育課長 ひょうご多子世帯の明細でしょうか。

1 0 番 具体的に。

学校教育課長 まず、該当の人数ですが、28人を予定しておりますので、90万円ということにしております。それと、補助金として渡しますので、年度末、その保育料

の滞納等の関係もございますので、年度末に渡していきたいと考えております。

- 1 0 番 総務文教常任委員会で報告があったかもわかりませんが覚えていませんので、これは第三子以上だったですか、四子以上だったですか。

学校教育課長 第三子以降の保育料を助成するということです。

- 1 0 番 それからですね、67ページに中学校費で学校管理費がありまして、委託料として障害児介助委託料ということで、近畿医療福祉大学との共同事業ということになっておりますとメモを書いておりますが、詳しい内容を、どちらの中学校でどのようにどういう内容でされるのかについて説明をお願いします。

学校教育課長 中学校費ですけれども、学校は東中学校でございます。現在、東中の2年生の男子生徒が該当しておりまして、近畿医療福祉大学と委託契約をしております。で、期間といたしましては、12月から来年の3月末日までとしております。一応、1日7時間の対応をしていただくことになっておりまして、内容としましては、その生徒の階段の上がりおりとか、食事の介助、トイレの介助等々をしていただくことになっております。

- 1 0 番 中学校へ7時間来ていただいて、ずっと介助していただくということですね。それから、事項別では最後です。75ページに給食運営費が入っております、これを見ておりますと職員数が減ったりアルバイトが増えたりして、これ出入りがあったのではないかなと思うのですが、給食運営というのは朝の2時間ぐらいが勝負になりますね。9時前から始めても11時には出ていくとそういう中でやはり経験とかいうのも必要じゃないかなと思うのですが、この人的な対応、その中で今までも話を聞いて、ちょっとこういういろいろ調理の方の中で何かトラブルがあってやめたとかいうのもあるんですが、あそこで働いておられる方の人員管理というのはきちとなされておるのか確認だけしておきます。

学校教育課長 職員の管理につきましては、教育長を筆頭に行っております。職員1人1人の考え等も教育長自らも聞いておりますし、現場の所長もそういう教育長の命を受けまして十分に掌握しているところです。

- 1 0 番 いい給食をつくろうと思うと、やっぱりまず人ですので、きちっと同じ人が長く継続してできるように、特に現場担当の方には求めておきたいと思います。

あとは57ページの商工費の関係に入るんですが、代表しまして、まず、産業課資料の5ページから以降に、再建のことにしまして資料がついておりますので、これについて改めて詳しい説明をまず求めたいと思うんですが。

産業課長 もちむぎ食品センターの借入返済につきまして報告させていただきます。冒頭の町長の報告の中にもありましたけれども、みなと銀行、姫路信用金庫からの借入返済について報告させていただきます。平成2年福崎町商工会、またJAが中心となって農業振興、商業の活性化及び特産品の開発を目的として株式会社もちむぎ食品センターが設立されました。以来多くの方々に支えられながら運営してきましたが、不正経理等によりまして多額の債務超過に陥りました。破産するか存続させていくのか議論の中におきまして、福崎町は株式会社もちむぎ食品センターにかかわる審議会を設立しまして、運営等に関し諮問し、平成12年12月に答申を得ました。株式会社もちむぎ食品センター再建計画に基づきまして、但陽信用金庫につきましては歩み寄っていただき、55%の債務免除をいただきましたけれども、債務免除交渉が成立していなかったみなと銀行、姫路信用金庫につきまして筆頭株主である福崎町として交渉した結果、両金融機関とも債務免除後の残額について一括返済することを前提に借入金額の55%債務の免除と通常利息・延滞利息の減免に応じてもらえることになりました。しかしながら、食品センターとして一括返済するだけの資金がないた

め、福崎町から食品センターに相当額を無利子貸付けして、直ちに食品センターから両金融機関に一括返済をしようとするものでございます。さらに、再建計画に基づき債務免除済みである但陽信用金庫、兵庫西農業協同組合にかかる借入残額につきましても、これまで每期あった特別収入が11期からほぼ見込めない状況となっており、食品センターからの返済が厳しい状況となっているため、両金融機関借入れ残額につきましても、福崎町から食品センターに相当額を無利子貸付けして直ちに食品センターから両金融機関に一括返済することにより、利息利払い分の負担軽減を図るものでございます。これまでも、食品センターといたしまして、イベントへの積極的な参加や、旅行会社へのもちむぎの啓蒙、またもちむぎ商品の開発・販売並びにレストランのメニューの改良などに取り組んできております。今年度におきましても、商工会によるもちむぎパスタの開発、もちむぎのまちづくりも進められてきております。また現在、日本ハムグループの日本ピュアフード株式会社が試作販売しておりますもちむぎ鍋だんご、ことしの5つの試作販売中の中でも一番売上が多いということで、商品化はほぼ決定的であるということでございます。来年ももちむぎ粉の消費量が年間約10トンを見込めるというような状況でもございます。それと、もちむぎ生めんにつきましても、今現在、好調な売れ行きであり、年間1.8トンの消費量をも見込んでおるところでございます。これに従いまして産業課資料の5ページ以降の借入返済計画についてご覧いただきたいと思っております。

20期への平成20年9月1日現在におきまして、残高明細は右端の欄で但陽信用金庫が一番上の上段、長期借入金8,021万1,000円のうち500万円は9月1日に返済しておりますので、7,521万1,000円と、下段の短期借入れ1,000万円、19年産のもちむぎ代分の合計でございます。合計が一番下の欄で9,021万1,000円となります。みなと銀行が2,810万126円ということになります。このうちの55%の債務免除を引いた残額につきましては1,264万5,057円となります。JA兵庫西が当座貸越しの限度額で900万円、姫路信用金庫が975万231円のうち55%の債務免除を引きますと438万8,054円ということになります。合計の1億1,624万4,111円を、福崎町から株式会社もちむぎ食品センターに無利子貸付けをして株式会社もちむぎ食品センターから一回返済をするものでございます。返済につきましては、産業課資料の6ページ、7ページの中段の○の欄、29年間という欄でございますけれども、3年据え置き、20年、年賦均等償還をしてしております。毎年利益が約1,000万円ということで、現在、その分を但陽に返済しておりますけれども、その分を充てまして税金約40%を差し引きますと600万円ということで返還の計画をしているものでございます。

- 10 番 これは資料ですので、午前中の質問にもありましたが、数字はきちっとあわせていただきたいということで確認したいんですが、5ページの後ろから2つ目、20年8月現在、これはその下に書いてありますように平成20年8月までは実績数値と書いてあります。それで先ほど午前中に確認したんですが、この備付け資料の6ページに借入金がありまして、一応こっちで短期借入れは、但陽信用金庫2,500万円、その他にもあります。長期はあくまで但陽信用金庫の6,500万円とこの決算の資料にはありまして、それでこちら方を見ますと但陽が今年借りられた1,500万円が長期の方にも入って、8,021万1,000円になっているんじゃないかと。で、去年の18期末で残っていた1,000万円が、そのまま但陽の短期で1,000万円が残っているという、非常にわかりにくい

資料になっている。合計すれば同じになると思うんですけども、わざわざこういうふうに決算書と資料と違うことをされた理由と、それからこの決算書での6ページでいきますと、8月31日現在期末残高、1億3,551万4,242円、これが今の返済計画の5ページの一番下では1億3,706万2,000円と額が違ってきますね。あくまで5ページの、これは実績数値というふうに書いてあるんですか、その辺はどういうふうになっておりますか、説明をまずお願いします。

産業課長 表が違うと、数字が違うということですけども、あえてこのような表をつかったわけではございません。以前からこの借入返済計画につきましては、この表を使っておりましたため、今回の資料も、わかりづらいかもわかりませんが、この表にさせていただいているところでございます。説明不足があったかと思っておりますけれども、お許しいただきたいと思っております。

1 0 番 それでは、もしこの1億1,000何がしが認められたとなれば、これは20期のいつで、というのは、20期の末、つまり来年の8月31日に清算されるのか、金融機関と例えば一番大事なのがみなと銀行、姫信だと思っておりますが、いつまでのその免除等のかわりに残りの45%を払うという約束になっておるのか確認しておきたいと思っております。

産業課長 まだ、いつ払うとかそういうところまで話は進んでおりません。とりあえず協力をお願いしたいということで、現在、内諾という口頭での話でありますけれども、協力していただけるという話で進んでおります。当然、議会の承認を得なければ支払いもできませんので、それ以降になるかと思っております。

議長 しばらく休憩いたします。再開は15時40分といたします。

◇

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時40分

◇

議長 会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

3 番 ちょっと1、2点質問をさせていただきます。

私も以前お金を貸すような仕事をしており、それで、これを見ました。やはり、貸付金、貸出金というのには、透明性、成長性、安全性、この3点をよく見てお金を貸すようにと、このように習ったわけでございます。このことにつきまして、お尋ねをしてみたいと思っております。

まず、透明性ですが、これは資金使途がはっきりしているかということで、このことにつきましては今説明がありましたので、長期貸付金、短期貸付金で持っている借入金整理資金ですね、負債整理資金というような形で資金使途ははっきりわかっているということで、特に問題はないと思っております。

次に、成長性でございますが、この1億1,600万円相当を貸し付けて、このお金が本当に有意義にもちむぎ食品センター、福崎町の農業振興、商工業の活性化につながるかというところを見るわけでございます。この資料の返済計画を見、売り上げ等を見ていくわけでございますが、産業課資料の元へ戻って、平成20年9月から21年8月の20期の実施計画書を見てみますと、去年よりも売り上げは余り伸びていないということでございます。まして9月から値上げをされているということでございます。値上げは、全商品でパーセントございますか。

産業課長 値上げにつきましては、平均20%でございます。

3 番 去年の実績から20%の値上げをされますと、幾らほどになるのですか、約2

億円近く、パッとですからわかりませんが、なるのかと思います。実際これを見ましたら、とてもその数字じゃないということは、この計画では、販売量が減ってくるというような企業に対して、成長性は見込めるのかなという懸念を抱くわけでございます。

また、減価償却費にいたしましても、毎年ずっと設備投資等々、行われなような計画になっております。20期も設備投資なしで同じ機械で作業できるのかなという懸念もあるわけでございます。非常に1億1,600万円相当のお金をつぎ込んで、本当にこの企業が成長していくのかなと非常に懸念を持っております。

そして、これを見ましても返済計画はできておりますけれども、どのような企業戦略、経営戦略を持って行われるのかなというところも見えてきません。やはり身軽になりましたら、ここでもう一度戦略、戦術というのを練ってもらいまして、この企業経営を持ってもらおうということも見させていただきたいというような懸念でございます。

そして、3番目に、安全性でございますが、やはり物には担保がいます。この担保的なことで人的担保になるのか、物的担保になるのか、また保証、委託担保になるのか、担保にもいろいろございますが、これはどのようになっているのかということも、まだこれでは見えてこないということで、お金を貸したことがある経験上、非常に懸念のある貸付けかなと考えます。そのようなことがもう少し資料がいただければと考えております。

町 長 当然そういう疑念を抱かれると思います。したがって、私は冒頭の中で申し上げたわけでありまして、この企業が不幸な段階に陥ったときに、存続か、それともこの際、破産という方向を選ぶのかという方向で喧々諤々の論議がありまして、再建計画の方向に進んでまいりました。したがって、一つにはそういった方向で今日までできておりますので、その方向をまずは踏襲していきたいということになるわけでありまして、そして、この約10年間余りでありまして、一定の返済もひっくるめてやってまいりました。そういう持続性からいきますと、その利益というのは保証されるのではないかと考えております。そして、これまでは多額の利子等を払ってまいりましたが、その利子、これは直接営業ということではないわけでありまして、しかし間接的にはこの会社には一定の大きな利益をもたらすということになるわけでありまして、そして、さらに新しい戦略をとということでありまして、その戦略を今大々的に打ち上げて、こうだということはおきませんが、これまでの延長線上を経験則にのっとって進むことによっても、一定の利益を得るのではないかと考えているわけでございます。さらに担保ということでありまして、これは町の第三セクターということがマイナスにも働きますが、同時にプラスにも働くということになるかと思っているわけでありまして。

非常に不幸な時代の数年間というのは、この間、苦しみましたが、最近になりましてから、先ほどの議論では商工会そのものが、もう資本金を打ち切ってはどうかという話もありましたが、しかし、そうではなしに、あるいは一定の個人の行いました不幸ということでありまして、組織全体としてそうなったわけではございません。別の意味で言いますと、最近では商工会等も新しいもちむぎ食品の支援ということも打ち出されております。同時に麦の振興という農業面の施策ということも考えてまいりますと、福崎町の農業の施策とも合致する部分もあると考えているわけでございます。そういったもろもろの事柄をひっくるめて担保かなというふうに、私は考えているわけでありまして。

もちろん人的な事柄につきましては、これからも考えていかなければなりません。今回の議論の中でも、もう少し思い切った戦略の出せるような、人員をと
いうご意見もあるわけでありまして、そうした人的な担保もですね、考えてい
かなければならないと思っています。

幸い取締役会でいろいろな方が足かせになっている、私もひっくるめてそう
ありますが、足かせになっているのではないかと思われる面もありますが、し
かし、誠実に物事に取り組んでいくということが、一定の担保になるのではな
いかというのが、私のこれまで歩んでまいりました考え方かなと思っています。

3 番 私も農業を営んでいるわけでございます。福崎町に生まれ、福崎町で育って
いるわけでございます。農業の活性化、大事さ、また、商工業の大事さ、活性化
ということも非常に憂いているということで、このもちむぎ食品センターは存
続していかなければならないと、強く考えている一人でございます。

長期貸付金、短期貸付金だけで本当にいけるのかなと、もう少し精査をして、
以前に質問がありましたように、生きた数字、済んでいる数字とかいうような
ことがありましたので、もう一度大きく見直して考えていただければなど、私
はこのように考えておりますが、いかがなものでしょうか。

町 長 そういった面につきましては、今後、真剣に考えていかなければならないだろ
うと考えております。実は、1年たって全然進んでいないのではないかと思わ
れるかも知れませんが、しかし、それはそれで去年、本当に1月17日まで
ひっくるめて、一生懸命に議論してくださいました事柄については、ない知恵
ではありますけれども一生懸命に出し合って、我々職員挙げて取り組んできた
わけでございます。しかし、今期にこの額を変更するというふうには思ってお
りません。まずはこの額で一定の決着をつけたあと、さらにこれを励みにいた
しまして、大いに努力をしようと思っているわけでございます。今、宮内議員
さんが言われました内容は、今後の検討課題としては十分酌んで、進まなけれ
ばならない課題かなと認識しております。

議 長 ほかにございませんか。

1 番 今の負債を一時立替えて支払うということですが、それをするのに今の額で
いいのか、僕は逆にそういうことを思います。同じ出すのだったらと思います。
その額で全部収まりがつくわけですか。

町 長 この会社を存続していくということでもありますから、これで決着がついてしま
うというわけではありません。しかし、私の気持ちとしては、それではさらに
2億円も3億円もという形で借りるとなりますと、やはり私自身の中に一定の
疑問と言いますか、そんなにたくさんやっぱり役場から借りるとするのはいか
がかなと思ひまして、当面は銀行から借りております内容をきちっと返済して、
あとは私もひっくるめまして、残されております職員が一致団結してそれに取り
組んで、儲けを出しながら返していくという方向で何とかお願いしようと思
ったのが、この提案の主な趣旨でございます。

1 番 今の町長が言われたそれでもいいんですよ。しかしながら、それならそれでま
た考えることもある。例えば、何できれいにしてしまわないのか。ということ
は、焼酎のこともあります。せっかく、あと残り出したら、もちむぎの会社で
焼酎の販売ができるのということがある。今、社長自身、そこまで出したら、
という不安が何かあるわけですか。

副 町 長 このセンターへの無利子貸付けにつきましては、冒頭に町長のあいさつにもあ
りましたように、このセンターを設立した時の基本的なコンセプト、基本理念等

を踏襲したいということでありました。今いただきましたご質問、大変ありがたく思っております。しかしながら、質問議員さんがこのもちむぎ食品センターの決算の段階におきまして、いわゆる生産調整でありますとか、もちむぎ原麦の買入価格、また、製粉工程における分野でありますとか、いろいろな形でご提言をいただきました。こういった事柄について、なお且つ、センターでそういう努力をしていただきたいということもありまして、一応、今回につきましては金融機関からの借入分で、あとの分については、センターで努力する項目も残しておかなければならないということもあります。キャッシュフローといった部分で一時的にお金が不足する場合があるわけではありますが、それらについては、もう少し、センターの方で努力をお願いしたいということで、金融機関の貸付分に対する分でこのたびは対応したいということでもあります。

- 1 番 私の思い、考えとしては、そんな中途半端なことをして、まだ1億円近く残してね、果たして住民さんが、おまえ中途半端なことするなあと、これの方が答えるのに苦労します。そんなことで、もし仮に賛成したら、しょうもない、だっちもないことしたんやなあとと言われて、もういいから次寝とけと、言われるかもわからへん。それはだれしも同じ答えですわ、何のためにやるのか、地域住民から負託を受けて、代表して出しているんやないか、そんな議論もようせんのかいなど。もちむぎを健全にしていくということで決めたんやから、それはそれなりにきちっと、何も損して赤字が膨らんだわけやないのですから、一応きちっとして肩の荷を軽くして、そして、その肩の荷を軽くするためにはいろいろなことを予定をして計画を立てていくのは当然やけどね。そんな中できれいに肩の荷を軽くしたらどないやという人もあるのです。今さらやめられへんやろうと、そういう人もある。その辺をね、思い切りが必要や。どっちにしたって、どうせ言われる。どっちに転んだって言われる。それで、皆さん思い切って、筋道の通った説明できる取り組みを先に提案してもらって、それから頑張ろう。

副 町 長 ありがとうございます。

そのようにやりたいわけではありますが、今も申しましたように、一括的にこのもちむぎ食品センターの会計経理を清算するといったことにつきましては、それぞれ今までにおける決算状況では、新たな負債は発生していないということもありまして、ご提言いただいた部分に対して努力をする、汗をかいていくという事柄も望みたいわけがあります。そういう関係も含めまして、先ほど答弁させていただきましたように、このたびは金融機関からの借入分についての、一括返済という形で対応していただくというように思っております。

議 長 ほかにございませんか。

- 7 番 お金を貸すというわけですから、これは、例えば、法律とか町の条例とか、どこに基づいてこういう支出ができることになっておりますか。

企画財政課長 町独自の条例等ではございませんけれども、地方自治法等に則った支出でございます。

- 7 番 その法令と条文を教えてください。

企画財政課長 手元にございませんで、時間をいただきまして調べさせていただきます。

- 7 番 町がお金を出す場合、例え1円のお金であっても法令上の根拠が要ということでもありますから、まずそれをお聞きをしておきたいということでもあります。これは明確にしておきたい。

それから、お金を貸すということになりますと、話し合いが進んでいるとなれば、町側から言いますと貸借の契約文書の案がございましたら、その提出をお

願います。

企画財政課長 一応、案をつくっておりますので提出させていただきます。

7 番 それは今日出していただけますか。出していただいた上で質問したいということでございます。

企画財政課長 本日、用意させていただきます。

7 番 よろしく願います。
次に移ります。

これだけのことをやるとなりますと、それはそれなりに会社の側でも取締役会ででもきちっと議論がされていると思います。議事録にもその内容が書かれているわけでありますから、それを受けて、ただ、これまでの延長線上の経営ということではなしに、どのように会社で経営努力をしようかという、先ほど経営戦略という話が出ておりましたけれども、そういう計画もちょっと明確でなければならないのではないかと思います。この5ページ以降にあるものについては、これは町の方でつくったものですか、会社でつくったものですか。

産業課長 町と会社、両方で作成しております。

7 番 これは取締役で確認をされたのですか。案を検討されたのですか。

産業課長 報告しております。

7 番 報告しているという言葉使いは納得いきません。私は取締役会、借りた者自身がこれだけきちっとこういう計画で返しますという、自分で返済計画をつくるのは当たり前と違うのですか。あるいは町から示してそれを検討して、納得したということにならないと、取締役会に報告していますという、そんな答えでこの議会が1億円の金出すのに辛抱できますか。

町長 当然この計画案につきましては、取締役会で報告をいたしまして、その内容で600万円ずつ返していくと、かなり難しいであろうということもひっくるめまして、その間については、今すぐどうこうするというわけではありませんが、これだけ返していくという覚悟の上で認めたわけでございます。

7 番 それを進めていくにしても、町費を出すわけでございます。この間、我々議会も、行政改革、金のない時代だから議員も減らせ、議員に出す金ももったいないから減らせと町民から言われている時代であります。福祉もどんどんと削られています。そういう中で、これだけの支援をすることになりますと、それなりの投資効果もなければならぬし、受ける側の問題も、住民から見てこれは本当に公共性がないといけないと思います。定款変更がされたという記述がございましたが、どのような部分の定款の変更がされたのでしょうか。

産業課長 定款につきましては、目的の一部の変更でございまして、農業振興という部分が明示されておりましたので、今後の活動方針の中で、そういった農業振興についても活動できるように、その部分を付け加えたものでございます。

7 番 私はですね、昨年、機能的に活動できる、そういう組織にすべきではないかということを言ってまいりました。ここに添付されております取締役会、株主総会等の出席名簿を見ましても、せいぜい取締役会で6名であります。今回また10名の取締役を選任されているけれども、せいぜい6名しか出席せんと、こういう状況で、どうして会社が一体となってやっていくということが言えるのでしょうか。株主総会に至っては5名の出席でしょう。そういう意味で、この組織体を機能的にやっていける、そういうものに変えなくちゃいけないのではないかという点を言いました。それから株主問題を言いました。行方不明になっている人、亡くなった人、さまざまな人がございますが、それらについては株をきちんと会社の方で撤収するなり、何なりの方向が要るのではないかと思います。

のです。定款では、利益が上がったとき配当することができるとなっております。株主名簿に記載された株主、または質権者に配当するという事になっております。現在の株主の中には、その質権すら設定されているのではないかと、いうふうな恐れのある者もなしとしない。そういう意味では、こういう定款の状況を知ったとき、これだけの金を入れたとき、だれの利益になるのかということ考えたとき、再建してそして最後はもうかったとき、だれの利益になるのかということ考えると、どうも三セクとしては納得のいかない部分がある。したがって1億1,000万円からの金を出すについては、町民全体が納得をする。町民全体の利益につながるという部分が要ると思うのですが、特定の者の利益につながるという側面があるのではないかと。それから、会社そのものが本当にやる気になっているということですが、何回も言いますが10名の取締役のうち5、6名しか出席をしないというそんな状況の中で本当に会社が本気になっているのかどうかという、そこら辺については非常に疑問に思っておりますがどうなのでしょう。

町 長 株主については、新しくなっていた方には、出席していただけるものと思っているわけでありまして。旧株主でそういう状況であります。株主総会となりますと、今後も100%なかなか出席してもらおう状況にはなかならうと思っているわけでありまして。と申しますのは、株の比率で言いますと、福崎町、私が出席すればもう既に50何パーセントあり、商工会そしてJAが出席すればかなりの比率になり、それらの方々と全く100%ではないわけでありましてけれども、かなりの部分がカバーできるのではないかと考えているのが一つです。

だからと言って、株主の問題を避けて通ろうとは思っておりません。それでは、今年どうしたのかということでありまして、預かれる方々については、預かれるような努力をいたしまして、全部は集められていないわけでありまして、株券等を集めさせていただきました。本年度主に取り組んでまいりましたのは、銀行との関係でありますとか、貸し付けの問題、そして売上をどうして伸ばすのかということが中心でありまして、株券について、去年、当然そうした指摘は受けておったのは事実であります、私の能力もなかったのでありましょう。そこまでは、手を付けることはできませんでした。しかし、これは避けて通れる話ではありませんので鋭意努力をしてまいりたい。株券を集めるという努力はしましたけれども、それではきちっと弁護士さん等に相談をして、その件を整理仕切ったかと言いますと、まだその部分は残っているので、鋭意頑張っていかなければならないと思っております。

7 番 何か新しい株主云々という話がありましたけれども、新しい株主ができていますのでしょうか。

町 長 新しい株主という意味がよく理解できないのですが、その辺のところを教えてくださいませんか。

7 番 先ほどの答弁の中に、そういう言葉があったものですからお聞きをしたまでのこととございます。

議 長 ほかにございませんか。

7 番 何と言いましても、これだけの金を出すわけですから、本当にこれが町民全体のためになっていくかという、そここのところがまだもう少し理解がいかない点でありますから、ぜひ明確にしておいていただきたいと思います。

結局、金を出してしまえば借金がなくなる。そうすると貸借対照表の資産の部にある長期貸付金、あるいは未収利息、合わせて3,500万円近いものが、これはもう結局なくなってしまって、この分を町がカバーしてやったんだと

いうことに取られざるを得ない。それでよいのかという問題です。ですから、ここにどういう処置をするのかという問題が一つ残っている。

それから、もう一点はですね、株主A、B、C、Dとこうあるけれど、同時に役員負担金の問題、町長は晩節を汚さないという言葉で先ほど答弁をされておりましたが、私はそれでは納得ができない。この経営に絡んだ事件を明るみに出していくために、さまざまな努力を前の町長の時代から現町長の初期の段階にいたしました。そのときに、今の嶋田町長になられて、嶋田町長が取締役会に出られたときに、取締役を増やして、そして〇〇たちが自分の味方を増やしていったという経過がありますが、そういう中で解明への努力に対して抵抗をしていた取締役が、商工会の当時の幹部を含めてたくさんいるじゃないですか。そんな人たちが役員負担金をまだ払っていないではないですか。そんな状況であるのに、その人たちがまだ株を、恐らく株主であろうそんな人たちにも配当ができるという定款を残しておいて、そんな人たちから金を取らずに、町内あるいは町外で大きな商売して、それで町民の税金で負担するというのは、これはどう考えても私としては納得がいかない。私はこの問題はもう10数年前から取り組んできておりますので、どうしても納得がいかない。それは、解明のときに、我々が議論を始めたときに、なるほど議会のおっしゃるとおりだということで、解明に努力をしてくれたのならいいですよ。そうじゃなしに、福崎町と対決するというビラまでつくって、町内に出されたじゃないですか。そんなことをやった人たちが役員負担金も出さずに、町民の税金で始末してもらおうなんて、これは納得がいかん。この面どうしてくれますか。

町 長 私もそういう気持ちはたくさん残っておりますけれども、それを全く白紙にしなければ前へ進めないとしますと、もう身動きができなくなってしまうのではないかと考えて、私は今回この案を提出させていただいたわけですが。小林議員の思われる感情、もっとも私も思いますけれども、それを100%片付けないと、になりますと、なかなか難しい面が残ってくるのかなと思い、そういう面は残しつつ今回、提案をさせていただいたわけでございます。先ほど小國議員の質問にあのように答えておりますけれども、それは釈然としないものもあります。しかしこの問題を前進させようとししますと、そういう面は残しつつも皆さんにお願いをしてご了承を願って、あと一生懸命頑張っていかなければならないのではないかと思いますわけでございます。

議 長 しばらく休憩いたします。小林議員の資料の配付をいたします。



休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時16分



議 長 会議を再開いたします。

先ほど、資料を配付いたしましたので、近藤企画財政課長、よろしくお願いします。

企画財政課長 お手元に配付させていただきましたのが、契約書の案でございます。償還の方法としましたら、3年据え置き後の20年間の償還という形とさせていただいております。

議 長 ほかにございませんか。

7 番 それでは、一番最初の質問について、近藤課長まだ答えていません。

企画財政課長 現在、調べている途中でございます。申しわけございません。

7 番 お金の支出の基本になる問題ですから、ぜひ出していただきたいと思います。

それから、会社の体制の問題ですが、取締役を10名に引き続いて、ずっとこの名前もある程度変わってやられておりますが、本当にこれが機能的になるかという問題と同時に、監査役が会計の専門家であるとは思われません。定款では1名から3名の間であるということではありますが、議会からということも書いてありますけれども、議会から監査役を出すのは、無理があると思います。これまでの経験から言いましても、監査役については会社の監査ができるしっかりとした専門的な能力と、資格のある人を監査役として入れることが、信頼性につながるのではないかと思います。いかに住民組織の代表だといっても、区長会長を監査役に据えて、現在、監査役がその1名だけというのはいかがかだと思います。これだけでも会社の信頼性というのは、私は疑われることになると思います。いかがですか。

町 長 監査役は2名、資料で1名になっているとすれば、それは間違っている資料ではないのかなと思います。2名、私の記憶では中井さんと牛尾重信さん、前但陽にお勤め、但陽か播信かどこかへお勤めの方と理解をしております。

そして、機能的にということでもありますけれども、私が考えましたのは、当初出発した精神が何もかも私自身が間違っておったのかということ、そうも思っておらないのです。と申しますと、今、消費者研究会の方でありますとか、あるいは婦人会の方々という方も入っておられます。それはそのままにしておるのは食育でありますとか、あるいはいろんな形で、町内でもちむぎ食品センターの事柄について、より広く宣伝していただき、それが消費活動につながるという面で、一定の貢献が期待されるのではないかという思いであります。それだけで取締役にするのかということではありますが、私はこういう町内で第三セクターとして運営していくという上においては、議論の分かれるところではあるかも知れませんが、私はこの方々の取締役を、もっと機能的に活動してもらおうという面は賛成でありますし、この方々が取締役に入られるということについて、そんなに違和感を持っているというわけではないので、この方々の推薦を引き続きしたというわけでございます。もっと機能的にやれという批判、それは真摯に受け止めて、もっと機能的にやらなければいけないだろうと思いますし、職員の採用もひっくるめまして、この貸付けを受けた段階で、もっともって能率の上がるようなものにしていかなければならないという課題は、当然抱えているのではないかと思います。

7 番 議会事務局添付資料の一番最後のページに、定時株主総会の議事録がありますが、10月28日ですね、ここで一番最後のページに、監査役として、このお方を推薦して、2名を予定しているが町議会から1名の選任を依頼中であるためとなっておって、今いただいている資料で見る限り、監査委員が現行は1名という記述であるわけでありまして、今言われた牛尾さんが監査委員に選任をされたという資料はいただいているのですが、それはいつ決まったのでしょうか。

産業課 長 12月5日の株主総会で最終決定されました。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 私は、この産業課の説明資料、特に5ページにつきましては、かなり詳しく課長さんから説明をしていただいたわけですが、6ページについて、細かい数字がたくさん載っておりまして、わかりづらいところがございますので、まずそれからお聞きをしたいと思います。

これは、補正予算を賛成するのか、反対するのかというようなところと大きく関係してまいりますので、よくご説明お聞きして、内容も吟味して判断したい

と思いますので、お尋ねするわけです。

この6ページのA、減価償却、支払利息前利益ということで、上段が先の14年12月にできまして、15年3月議会に我々に提示をされた数字だということでございます。20年8月、19期までは実績ですと、あとは見込みということだろうと思います。この15年8月、14期からずっと見て19期まで、これを見ますと、当初の返済計画よりも最初の2年間はプラスの数字で実績としてあがっております。それで3年目、16期から、ちょっと最初の計画と離れてまいります。17期も1割ちょっとの数字に実績がなっております。19年、18期もこういう数字です。19期は今回の決算になるわけですが、この20期これとて、先ほどから売上げの計画の金額が適当なのかどうなのかという議論もあったわけですが、今回、計画をされている実行計画に上がっておりますものからいきますと、かなり目標と違っている。その次も、これも当初の目標から半分いかない。その次、22期、23年8月、急に当初の金額に近づくのです、1年だけ、どんと。その次、23期、10年目になりますとまた半分ぐらいになる、こういうふうに計画ができているのですが、特にこの22期のこの数字の説明をお願いしたいと思います。

産業課長 調べさせていただきます。

1 1 番 今のところをずっと見ていきますと、決して健康な正常な方の体温のようなものではないかと、病人の体温みたいなものやと思います。上がったたり下がったり、下がったりぼんと上がったたり、ぼんと下がったりしますんで、この辺が一番、私は大事なところだろうと思うわけです。これを一点今お聞きしましたのと。

その下のところですね、雑収入が701万4,000円、その次も457万2,000円と、その次になったら180万円ということになるのですが、これは多分こうだろうということを類推はするのですが、一応お聞きをしておきたいと思います。何ゆえでしょうか。

町長 町からいただくお金で大きく変化をするところは、後藤さんに、今支払っていると申しますか、表現がちょっとうまく言えませんが、この方には役場からお願いしているのは、3年ということをお願いをしたと思います。この額というのが意外にもちむぎ食品センターにとっては大きな額であるわけでありまして。ですから、そういうことを勘案しながらこの計画書を立てるときには、頭の中に置きながらこの計画を立てていったという経緯があるわけでございます。一生懸命これを立てるときは立てたのですが、そのままいくのかと言いますと、アメリカのビッグスリーの方でも、うまくいかんということではありますが、100%やろうと思って、熱意と情熱は注いでいきたいとは思ってはいるのですけれども、職員一丸となってここはもう努力をさせてもらうということ以外に、その先のどこまで約束できるのかと言われて、はい、ここで約束というわけにはちょっとまいらないという、残念なのですけれども、大きく数字が変わるには、そういうところがあるわけでございます。

1 1 番 私も多分この3年ですから、そんなことやないんかなと、これは思いました。あとは通常の補助金の分かなと思ったのですが、それじゃもうちょっと上の役員からの拠出金、Dの欄に25年8月から29年8月まで、1、2、3、4、5年間、300万円前後の数字が上がっているのですが、これのご説明をお願いします。

町長 そこまで役員に席を連ねるのかどうかというのは、ちょっとわからないわけがありますけれども、この議会ですっと論議をしまいたような関係も含まれていると、私は、理解しているわけでありまして。

1 1 番 町長の今のお答えでございまして、私よくわかりません。ここにおられる議員さん、皆さんおわかりにならなかったんじゃないんかと思います。これは何かないと、大体、私、類推はしているのですが、町長の今の答弁ですとちょっとよくわからないと思います。

それはちょっと置いておきましょう。ここで大体この表が理解ができます。次の7ページ、これは引き続いて平成44年8月、この辺になると返済もきれいに済んで、その前の年に済みますよということですね。3年据え置きで20年間でということですので。そういう計画ができていますので、まず、お聞きをしたいのは、その再建とはというところ。再建とは何やろうということをお改めでもう一度考え直してみました。前回の15年3月議会でも再建計画ということでお示しをいただいて、いろいろ私もご意見なりお尋ねなりをしたわけなのですが、もう一度考えてみました。実は、よくわかりませんでしたので、辞書を引きました。私の持っております辞書には、「衰えたりうまくいかなくなったりした会社や団体などを、改めて組織し直すこと」という記述がありました。先ほどから平岡議員、小林議員、宮内議員、広岡議員、この補正予算についても質疑をされているわけですが、私は、よくお考えになってこの案を出されたと思うのですが、まさにこのあたりのところが抜けているのではないかということを思います。そういうことを考えてお尋ねをするのですが、福崎町が無利子で3年据え置きで20年間、平成43年か42年までかかるこの案は取締役会でお示しをされて、皆さんにご理解をいただいたという先ほどお話だったのですが、町の幹部はいかがだったのでしょうか。課長さん皆さんがここにご列席の方々は、恐らく幹部会議に出席をされていると思うのですが、副町長さんを筆頭にしてお一応その幹部会議の中で、このことに関する議論をそれぞれどういうことをおっしゃったのか、順番に聞かせてください。

議長 順にということですが、代表で橋本副町長。

副町長 今回のこの無利子貸付等につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでありまして、まず最初に、このもちむぎ食品センター存続ありきかどうかということの中で、今まで論議をいただいたという事柄については間違いなく存続方向でと、存続するに当たって、どういう方向が一番いいのかということで論議をしました。無利子貸付をする中で、金融機関が一括返済に応じてやろう、また、今までの有利子であった部分、またペナルティーを課せられた利子分、これらについても棚上げをしてやろうと、こういう事柄でありますので、それらに対応する事柄として、一定の方向で検討を加えさせていただきました。幹部会では、当然、一般会計の調整でありますとか、また、もちむぎ食品センターの中でこのたびの決算報告のあり方、また、前年における議員の皆様方からのご意見等に、どういう形で対応していったのかということも含めた中で検討を加え、なおかつ、解決のついていない分野については、担当課を含め、センターの方にその旨の努力をお願いしたいということとともに、このたび、応ずる方策、一括返済について反対とかそういったような意見はございませんでした。

1 1 番 今、副町長さんが代表してということでお答えになったのですが、それでは、先ほど小林議員さんの問いかけの中で、提出された金銭貸借契約書案ということで、出てまいりましたが、これは案ですから、まだ議論しつくされていないのかどうかわかりませんが、これは甲と乙ですね、一番下のところにありますが、民法の第108条はお読みになりましたか。

副町長 残念ながら読んでおりません。

1 1 番 具合悪いですよ、これは。ご参考までに申し上げておきますが。一番最初に言

うのを忘れていましたけど、私は先ほどからも、今朝からもいろいろこのもちむぎ食品センターについては議論がされておりますが、これまで、町がかかわり、たくさん投資もしました。当初の3つの目的を達成するということで、やってきているわけですので、私もそれに異を唱えるということではなくて、より積極的に2万福崎町民の幸せのために、2万人が幸せになるにはどういうふうにしたらいいんだろうという気持ちでお尋ねもし、ご意見も申し上げたいと思っております。先ほど小林議員さんは、根拠の法令ということもおっしゃっていただきましたけれども、一度、民法第108条を見ていただいたらわかると思います。

副 町 長 民法第108条の規定は、後ほど答弁させていただくことといたしまして、小林議員さんが質問されました予算ということについてであります。地方自治法第209条では会計の区分、また第210条におきましては総計予算主義の原則、また、第215条では予算の内容、予算はご承知のように款、項と、それから、また説明資料を付してという項目がございます。第220条の第1号では、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行する、とこうなっております。また、地方自治法施行令におきましては、第150条第1項第3号で、歳入歳出予算の各項を目、節に区分するとともに、当該、目、節の区分に従って歳入歳出予算を執行することという規定になっております。これらを受けまして、地方自治法施行規則第15条第2項、歳出予算に係る節の区分は別記のとおり定めなければならないということで、1節の報酬から28節の繰出金が明示されております。なお、この貸付金が該当する根拠といたしましては、金銭消費貸借によって貸し付けるというところで、この事柄によって地方公共団体も行うところでありまして、特にその制限はございません。

予算上の制限がございますのは、寄附または補助の中で、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄附または補助することはできるという項目でありまして、必要である場合に初めて寄附でありますとか、補助金を支出することができるという事柄になっております。

なお、第108条につきましては、法律行為については、その当事者双方の代理人または当事者になり得ることはできないと、こういう規定であります。ただし書きがございまして、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでないという項目もございます。このことにつきましては、あくまでも契約書は案でございますので、これらにつきましてもご指摘いただいたとおり、もう少し研究の余地はあろうかと思っております。

1 1 番 これを見せていただきましたら、よく研究をしていただいたらと思いますね。

先ほどから幹部会議で、どういうお話があったんやというお尋ねをしました。取締役会のお話は、他の方がお聞きになりました。私は、町がもちむぎ食品センターに1億1,624万5,000円、これを無利子で貸し付けするという案ですね。それ以外の案、もちむぎ食品センターをどうやって再生をするのか、金の面だけでも結構なのですが、私は、ほかにも案があると思うのです。これだけじゃなしに、そういう話が出てきたのかどうか、私はお一人お一人にお聞きをしたかったわけです。そういうことはありましたでしょうか、なかったでしょうか、いかがですか。

副 町 長 具体的な例は出てまいりませんでした。

1 1 番 私は、やはりそういうことをお聞きしますと、非常に残念に思います。本当に真剣に考えていただきませんと。先ほどからずっと出ておりますように、片方では福崎町も200億円に近い地方債があるわけで、それにもきっちりと利息を払っているという状況です。こちらは、先ほども言いましたように、意味と理由が

あつて、みんなの思いでやろうということなんだから、無利子でも私はいいと思います。私、15年3月の議会で「やられたらいかがでしょうか」ということを言っています、私よう覚えています。

私は、そういうことで、一般の町民さんがこのことを聞かれますと、「片方で利子払って金借りて、無利子で貸すて、なんどい」と、これが正直な町民感情やないんかと私は思うんです。その辺で我々が結局これに賛成しますと、町民の皆さんに説得をせんといかんということになると思います。そのときに、じゃあほかに考えることはなかったんやろうかということなのです。私はあると思うのですね。例えば、増資ですね、定款を見ましたら株数は何株やと書いてありますが、まだ十分余裕もありましたし、600株だったか、ありましたから、定款を変えたらいいいのですからね。それこそ、さっきも定款変えたという話がありましたから、その増資をお考えにならなかったのかということです。

と言いますのは、今朝、総務文教常任委員長の報告の中で、我々10月27、28日と都留市へ視察に行かせていただきました。「つるのおんがえし債」ですか、市民公募債ですね、わざわざ金融機関で借りるよりも金利がたくさん払わんといかんわけですね。それにもかかわらず市民から公募をする。何ゆえやと、委員長が今朝報告していましたけれども。そういう意味からしますとね、この場合は増資と、小口の株主さんたくさん募集して増資をするということをやりますと、多くの町民の方々が株主になるわけです。すぐこの事情等をご理解いただいて、実際に、もちむぎのやかたへ食べに来てくれる。また、営業マンになっていただけると、町民さんが。そういうことになりますと、参画と協働がより進むと、こういうことだろうと思うのです。こういうことをおやりになろうと、今回のこれは別にしましてお考えになりませんか、いかがでしょうか。

町 長 残念ながら私にはその思いが至らずに、今回、提案をした内容が中心であります。しかし、改めて吉識さんからそういう提案をしていただきますと、今後の課題としては考えていって、増資がぐっとできれば、早く役場に返済できる可能性も出てくるわけでありますから、今後は検討してみるに値する意見かなと思っております。

議 長 あらかじめ時間の延刻をいたしておきます。

1 1 番 今、申しあげました増資、一つの方法ですね。今さんざんいろいろテレビや何かでも報道しておりますけれども、麻生さんが総理になられて定額給付金ですね、当たるのか当たらんのか、出るんか出んのか、それまで持つんか持たんのかわかりませんが、最近そんなことまで言い出しましたが、あれとて、例えば普通の方1万2,000円、18歳までと65歳以上は8,000円プラスという案があるわけで、これは、今の計画をされるより前からあったものじゃなしに、今の計画の方が先からお考えになっていたでしょうから、決してそのとおりということにはならんかもわかりませんが、例え、これは今の定額給付金というのは、実際に町民の皆さん方のポケットにまだ入ってないわけです。だから町民の皆さんに説明をして、しばらく貸していただだけませんか。何年か預けておいていただいたら、利子がたくさんついてちゃんと返りますよ。こういう説明をしたら、現実には自分のポケットのお金を出すのはなかなか出んもんですが、一つの案として、できないは考えてもらわんといかんし、やり方もいろいろあると思うのですが、今、町から提案されているこの返済計画を町民の皆さんに説明をして、皆さんが賛成をしてくれるかどうかという話です。私が言いたいのは。公金を使うということは町民の皆さんのポケットから出してもらわんと一緒ですからね。この計画

で、これまで説明してこられて、町民一人一人に説得力があるかどうかという話をしとんです。その辺をよくお考えいただきませんか、私は難しいのではないかなと思うわけです。いかがでしょう。

町 長 今まで説明した範囲内でご納得いただける、まずは議員さんに納得していただけるであろうと思って、出したというのが実態でございます。

1 1 番 議会へ出したということですがけれども、私はこれ以外にも思いますのは、例えば、もちむぎ食品センターが第三セクターであるということと、指定管理者になっているという面も、指定管理者ですと、もちむぎ食品センターだけでなしに、ほかにもなっているところがあります。その辺との今後の対応の整合性、その辺もやっぱり考えておきませんか、「あれは町長と社長が一緒やから別で、こっちはまた違います」では、なかなか納得してもらいにくいんじゃないかなという心配もします。ですから、その辺の第三セクターとか指定管理者というところも、よく考えておく必要があるのではないかなと思うのです。

いよいよ今回、補正予算で1億1,624万5,000円が提案されて、この計画で返済をしてという話ですが、先ほど、一番最初に言いましたように、平成14年12月に前回の再建計画ができ、15年3月で提案をされました。それから1年、2年、3年、4年、5年、6年、ずっと一生懸命おやりになりました。これまで私も何回もこのもちむぎ食品センターについてはお尋ねをしておりますけれども、決して損をしようと思ってやっているのではないんですと、一生懸命やっているんですというような答弁です。もちろんそのとおりのと思うのですが、先ほど言いましたように、この計画と実績との違い、計画ですから町長も先ほどからもおっしゃっているように、必ず計画どおりにいくということは、まずないと考えるのが当たり前だろうと私は思うのです、一般的な常識として。そういうことを考えますと、平成43年までかけて3年据置きの20年でということですが、この計画どおりにいかなかったときに、だれが責任持つのかと思うわけです。私は今61歳ですがけれども、とてもこの平成40何年まで生きておるとは思いません。そしたらだれがこれに責任を持つのかということを考えるわけです。余りにも長期計画すぎるのではないかなと。ここに在籍している議員もそうですし、前の幹部職員もそうなのですが、平成43年に何人ここで生きているんだろうと、自然の話で。100歳まで生きる人もいますと思いますが、一般的な話で、そういうことを思うのです。だから、この計画そのものに説得力がないというのは、その辺のところがあるんじゃないかなと一つ指摘しておきます。できたら、これは訂正してもらって、もう一度考え直してもらおうということでありませんか、だれもが責任取れないようなものは、説得力として、無理やないかなと思います。

先に言うておきますが、先ほどから何回も出ておりますが、借入金の返済計画書だけではあきません。こんな長いのを出すんやったら、この一番最初のAのところ、ここに至るまでの概略を出していただきませんか、できればどういう商品構成でもって、どういう展開をするんだと。部門も4つありますから、具体的なことがありませんと賛成のしようがないわけです。それを先に言うておきまして、これが計画どおりにいかないときのことも考えておかんといかんと思うのです。14年12月にできたのがうまくいかないという実績があるわけです。あのとき私、15年3月議会で「これでいいんですか、私はこれでは無理やと思いますよ」と言ったはずですが。この計画どおりにいかないという実績があるわけで、その例からいきますと、この長い返済計画も、途中で頓挫するということも、十分に考えておく必要があると私は思います。頓挫したときに

どうするのかと、一番不幸な状態ですね、町民にとっては。前回の再建計画を見ておきますと、町長のお話にもありましたが、公認会計士、弁護士とか議員も含めて、有識者が集まってあの計画がつくられました。あれには確か、金融機関の貸手責任、株主責任、役員責任というようなものが出ておりました。金額もきちっと出ておりました。あのときに町も株主責任、大株主ということで抛出をしましたね。例えば、今回これが計画どおりいかない場合、どうされようとしているのか。取締役責任はどう想定されているのか、株主責任はどういうことを想定されているのか。先ほどの小林議員さんの質問にあった株主の名義の件、これまで私も申し上げておりますけれども、その辺のところはどうなるのか、よくお聞きをしたいと思います。

町 長 株主ということになりますと、リミテッドでありますから、そういう形になるわけでありまして、しかし、町という公的なところが株主になっているわけでありまして、一定、町がこういう形で決議をして決めていきますと、町がやはり責任を持っていくということになると思っております。

そして、将来うまくいくのかということでありまして、これはうまくいくということを前提にしてやっているわけでありまして、最初からこれがうまくいかないという想定をしているわけではありません。私は必ずうまくいかなければならないだろうと思っております。吉識議員もご指摘のとおり、私が20年先生きているという保障はこれまたないということも事実でありますから、後世へ残された皆さんにかかってくるということも事実だろうと思っております。それだけにこれを提案するには、いろいろと思案をしながら提出したわけでありまして、しかし、あの再建計画をつくっていただいて、存続するかしないかという中で、存続をしましょうということで、ここまで10年ほどやりやってきましたけれども、今の段階でこれをつぶしますというのがいいのかどうかと言いますと、これもまたなかなか難しい選択でありまして、私の場合は再建の方向で行きましょうという方向に沿って解決するためには、今提案させていただいている方法が一番いいのではないかと考えているわけです。20年は長過ぎると言われますが、これを5年で返すところで私が言っても、これまた5年で返す補償、そちらを責められたら私余計大変ということになるわけです。ずっと食品センターの会計を見てみますと、5年で返せるという提案をするということは、私はようやりませんでした。これまで、そうは言いましても3億8,000万円ほどありました負債を若干減らしてまいりまして、今1億数千万円まで減ってきたというの、これまた一つの経過でありまして、事実なんですね。ですから、そういう延長線上で計算をさせていただいたということで、これ3年、4年いうて勇ましい話をぶつけても、恐らくこれの方が町民の皆さんに信用していただけるのかなというふうに心配をして、3年据え置きで20年というこんなかなり長期なことでありますけれども、これまで運営してまいりました、但陽にも返してまいりました経験の上で、これを提出させてもらっているということをご理解いただければありがたいと思うのです。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は17時20分といたします。

◇

休憩 午後 5時07分

再開 午後 5時20分

◇

議 長 会議を再開いたします。
ほかにございませんか。

1 1 番 今は、前回の再建計画を参考にいたしまして、計画どおりいかないときのこと、特に取締役の責任とか株主責任ということでお尋ねをいたしました。

もう一つ、金融機関の貸手責任というのが前回ございました。このたびのこの計画がうまくいかない場合には、貸手責任というものが発生してくる、その話が浮上するのではないんか。まさに福崎町がもちむぎ食品センターに対して、貸手の責任を問われるという話になってまいります。3年据え置きでという話なんですけれども、私ちょっと計算をしてみました。と言いますのは、1億1,624万5,000円、これをこのたび、みなと銀行とか姫信とかにもお話をされております、55%でという話ですね。55%が一体この金額幾らなんやろうと思って計算をしております。6,393万4,750円とこういう金額が出てまいります。これをだれが持つんやという話です。議会が賛成をして、この貸手責任を問われるということになりますと、17人で割りましたら議員は376万867円か8円になります。ちょっと400万円に近いものを払わんといかん、最悪の場合ということになります。私はお金を持っておりませんので、とてもこんなもの、私はよう払わんのですけれど。

ところが、もちむぎ食品センターは貸手責任ということで、裁判をされたり、役員の責任分なんかでもやっておられますので、同じ調子で我々議員のところまで及んでくるのかどうか、その辺のご見解も一つお聞きをしておきたいと、念のために。

町 長 貸手責任が議員個人に及ぶのかということでもありますけれども、これまでほうぼうの第三セクター等で金を出してきたところがあります。1億何億という額も多いのは多いわけではありますが、全国的に言いますと何百億円を出資している、そして、そういう処理をしてきたところもあるわけではありますが、不幸にして第三セクターが破産してしまったというところもございます。そうした事柄は、その議会、町にとっては大変不幸なことであります。最悪の事態、そうしたことが前例になっていくのかなと思います。幸い福崎町の場合は、3億8,000万円近くの負債を抱えて、今日まで細々とですが歩んできた過程の中では、少しずつ借金を返済しつつ今日まできて、やっところさ1億数千万円まできたということでございまして、そうした延長線上で物事を私は考えさせてもらったということです。そして、それなら飛躍的にこれを短期の5年間で返してしまうという計画も、よう立てなかったわけではありますが、20年かければ何とかこの金額を返せるだけの運営ができるのではないかという思いで、提出させてもらったということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 最初にお断りをしておきますが、先ほども言いましたように、お金を持っておりませんので、金銭的なことは無理やと思いますので、先にお断りをしておきます。

例えば、そういう不幸なことが起こりますと、住民監査請求に係るようなことも起こり得るということも思うわけです。ですから、今お尋ねをしたということなのです。その辺のところをよくご理解いただいて、一つは、51%以上の資本を出しているわけですから、町の代表監査委員並びに監査委員さんがおられますので、監査ができるんじゃないかということを感じるわけです。その辺のところもよくお考えいただいて、一度、町の代表監査委員のご意見も承りたいと思います、私は。そういうことをぜひ実行していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

町 長 代表監査委員の意見を求めることはできるだろうと思いますけれども、今のと

ころは株式会社として発足しておりますから、その方向でやっていって、このように議会の皆さんのご批判を受けながら、進んでいくというのが普通かなと考えております。

- 議 長 ほかにございませんか。
- 1 1 番 まとめに入ります。これまで、縷々私の意見を申し述べさせていただきました。私は、先ほども申しましたように、非常にこの計画が長期すぎると思います。昨年、の後藤取締役の報酬の補助の件、あれとて3年間という限定ではありますけれども、そういうことがなされた。15年3月議会で、先ほども言いましたように、株主責任ということで町もお金を出しました。また、但陽信用金庫にはご無理を言って、55%にまけていただいたというような経緯もあります。私、一番最初に申し上げました再建というのは、一般的には大体方向を最初に出しまして、3年でその方向へ向いたな、きちんと整理ができてしまわなくても、その整理をやってしまうのに5年、町長は先ほどから5年は私はよう出さんというようなお話なのですが、現在、この10月からの世界の景気動向も見ておりますと、恐らく20期の売上の予算等も、かなり達成をするのにご苦労があるんじゃないかと思います。今、報道されているのを見ておりますと、麻生さんも最低3年は、地を這うやろうというようなご発言ですので、非常に難しいということはよくわかるのですが、私は一番長くて10年、10年で完済をする。そのためにはどういう課題があるのかというところを、きちっと出していただきまして、もちろん、金、人、特に重要でございますので、その辺のところをよく協議をいただいて、できるだけ早く実行をする。

これを今さら言うていても、どうにもならないわけですが、15年の時点でこういうことが一緒に行われておれば、今現在もう少し様子が変わっておったんじゃないかということを感じるわけです。と言いますのは、日本始まって以来の長期の景気上昇で、微増ですけれども、そんなに環境は悪くありませんでした。しかし、今も言いましたように、非常に日本も世界の渦に巻き込まれて、実態経済に影響が出てきております。そういう中での経営ということになりますので、全体的には非常に厳しい、10年で、というのは思うのですけれども、しかし、考えてみましたら、わずか1億7,000万円ということです。そんなにモチベーションがたっさん日本中にあるわけではございませんので、最初にも言いましたように、その組織をきちっと整えて、なおかつ、お金をうまく使って捻出して、先ほどご提案したようなこともあるわけですから、やっていただければ、10年が不可能ではないだろうと思います。ですから、その辺のところをよくお考えいただいて、取り組みをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 町 長 目からうろこが取れたような意見をいただいておりますので、十分検討をさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第82号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第83号、平成20年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第84号、平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第85号、平成20年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第86号、平成20年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第87号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第88号、平成20年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第89号、平成20年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、議案第90号、工事請負契約の変更について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、発議第5号であります。福崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、発議第6号、福崎町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次は、発議第7号、福崎町議会政務調査費の交付に関する規則の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されました、すべての案件に対する一件ごとの質疑を終結いたします。
次の日程は、あらかじめご了承を願っております、議案第90号、発議第5号、

発議第 6 号、発議第 7 号の各案件についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号、発議第 5 号、発議第 6 号、発議第 7 号については、本会議において即決することに決定をいたしました。

それでは、討論、採決を行います。

議案第 90 号、工事請負契約の変更について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第 90 号、工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 90 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、発議第 5 号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第 5 号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、発議第 5 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、発議第 6 号、福崎町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第 6 号、福崎町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、発議第 6 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、発議第 7 号、福崎町議会政務調査費の交付に関する規則の制定について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第 7 号、福崎町議会政務調査費の交付に関する規則の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、発議第7号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次の日程は、委員会付託であります。

それでは、議案第77号から議案第89号までの議案13件を、それぞれの委員会に付託をいたします。

議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号は総務文教常任委員会に、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号は民生常任委員会に、議案第86号、議案第87号は産業建設常任委員会に、議案第88号、議案第89号は民生常任委員会に、以上のとおり付託をいたします。

よって、総務文教常任委員会は5件、民生常任委員会は6件、産業建設常任委員会は2件、以上13件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日は、これにて散会することにいたします。皆さんご苦労さんでございました。

散会 午後 5時43分